



潤水都市 さがみはら

他都市比較で見る相模原市財政の状況

(令和6年度普通会計決算)

相模原市 財政局

財政部 財政課

令和8年5月

□ 本書のご利用にあたって

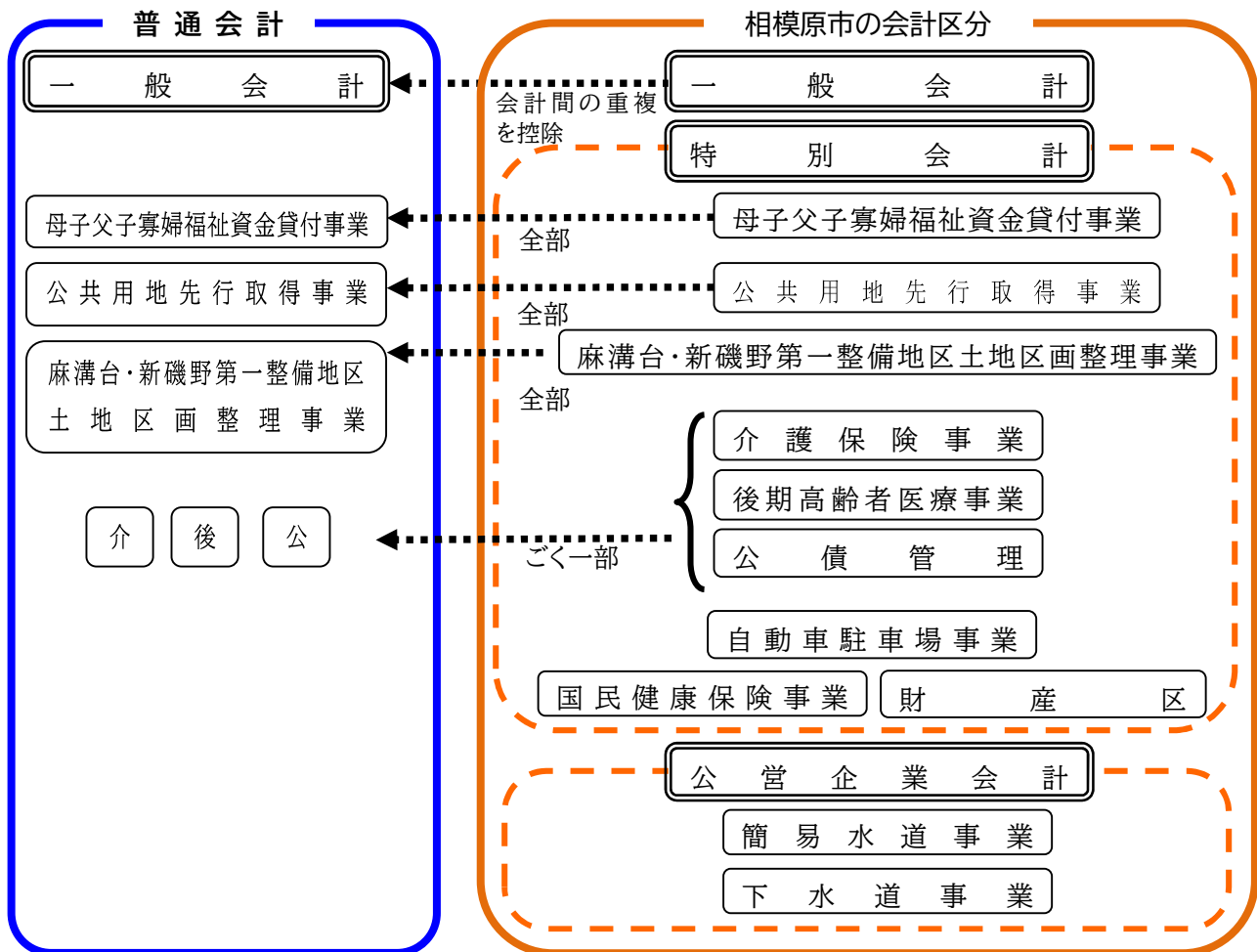
本書は、令和6年度相模原市普通会計決算に基づき、各財務指標等について、他の指定都市と比較を行った資料である。

本書は、全国的な統一指標として活用される総務省の「地方財政状況調査(通称:決算統計)」の各種数値に基づく。

普通会計とは

財政状況の統一的な把握及び比較を行うため、統計用の基準で作成された会計区分である。

本市の場合、「普通会計」は、「一般会計」のうち会計間の出し入れによる重複部分を控除(純計)し、「母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計」、「公共用地先行取得事業特別会計」及び「麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計」の全部並びに「介護保険事業特別会計」、「後期高齢者医療事業特別会計」及び「公債管理特別会計」の一部を組み入れて一つの会計としてまとめたものである。



目 次

本書のご利用にあたって	1
1 財政規模	3
(1) 普通会計財政規模(歳入決算額)の推移	
(2) 普通会計財政規模(歳出決算額)の推移	
(3) 歳入決算額指定都市一覧	
(4) 歳出決算額指定都市一覧	
2 歳入	7
(1) 市税	
(2) 個人市民税	
(3) 法人市民税	
(4) 固定資産税	
(5) 市税収入額の内訳の比較	
(6) 市税構成比の推移	
(7) 市税収入額と歳入に占める割合の推移	
(8) 普通交付税	
(9) 特別交付税	
(10) 本市の地方交付税の推移	
(11) 本市の普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の推移	
3 歳出	13
(1) 経費の構成比	
(2) 人件費	
(3) 扶助費	
(4) 公債費	
(5) 普通建設事業費	
4 財政指標	18
(1) 財政力指数	
(2) 実質収支比率	
(3) 財政構造の弾力性	
(4) ラスパイレス指数	
5 市債の状況	27
(1) 市債残高	
(2) 歳入総額に対する市債現在高の比率	
6 基金の状況	29
(1) 財政調整基金残高	
(2) 本市の財政調整基金残高の推移	
(3) 減債基金の残高	
(4) 特定目的基金の残高	
(5) 本市の特定目的基金の残高	

※決算額等の各数値は、表示単位未満を端数調整しており、合計等が一致しない場合がある。

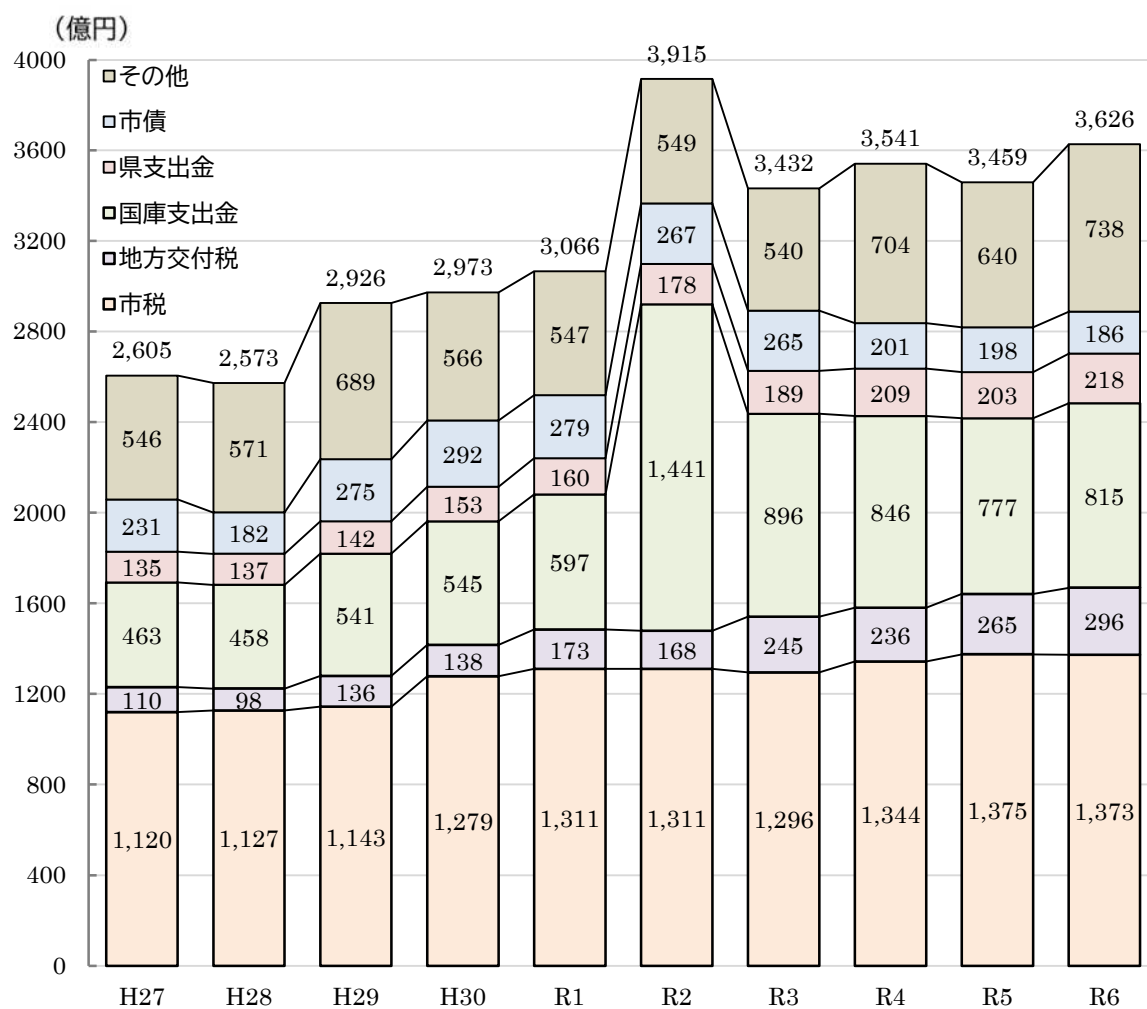
※各用語の注釈については、巻末「用語解説」32 ページ以降を参照のこと。

1 財政規模

令和 6 年度の本市の普通会計決算額は、歳入総額が約 3,626 億円で前年度と比べると約 167億円の増加、歳出総額が約 3,523 億円で前年度と比べると約 151 億円増加している。

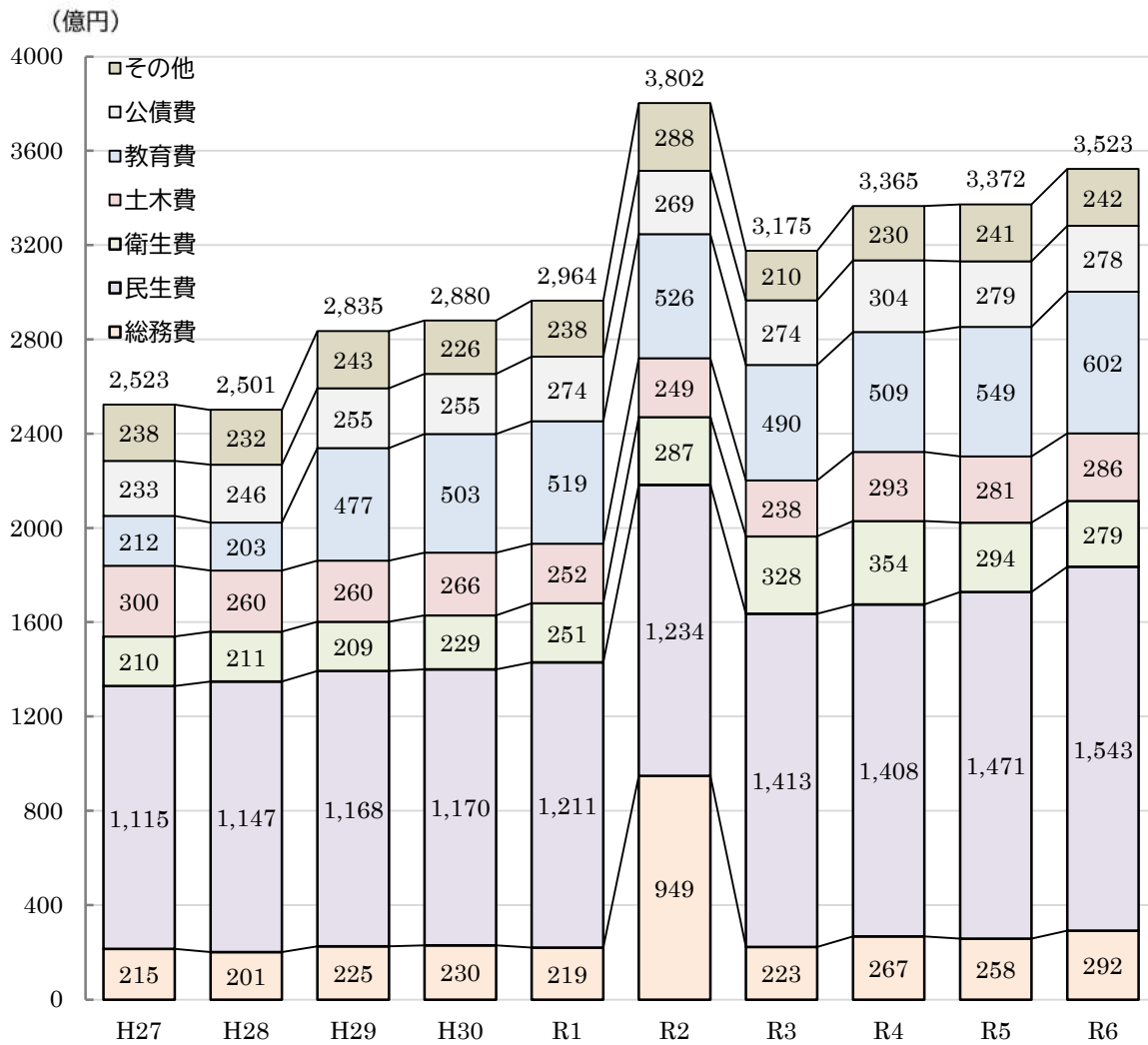
(1) 普通会計財政規模(歳入決算額)の推移

歳入については、臨時財政対策債^{※1}の減少による市債の減少があった一方、国庫支出金、地方交付税等が増加し、全体として増加している。



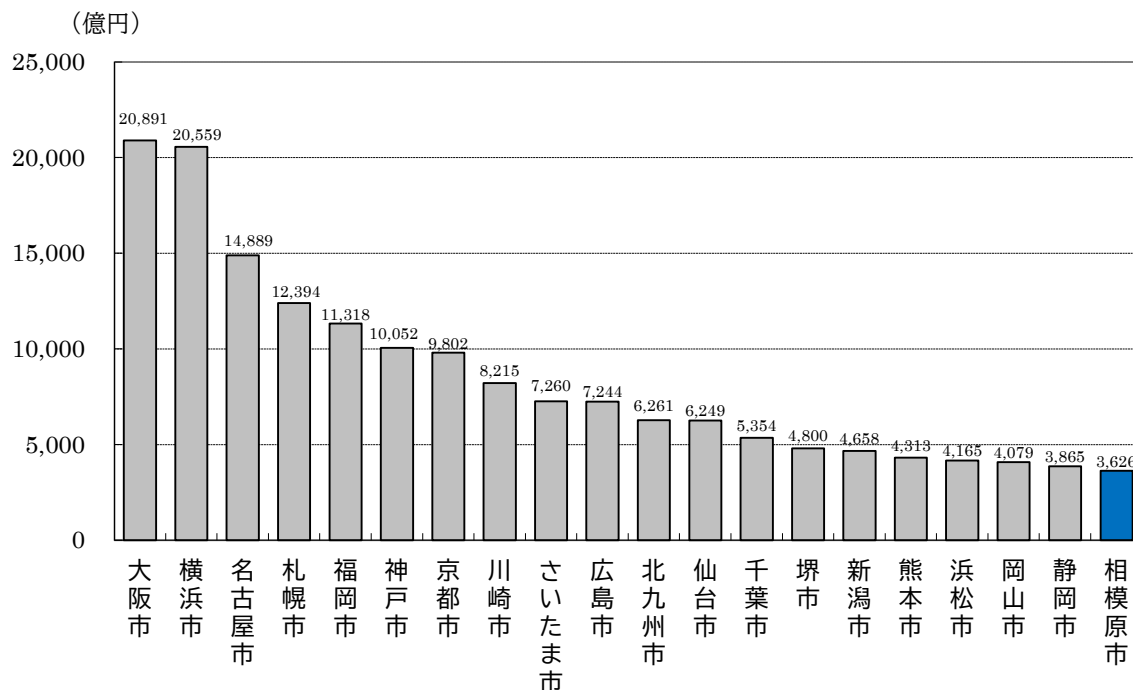
(2) 普通会計財政規模(歳出決算額)の推移

前年度と比べると、歳出については、主に衛生費が新型コロナウイルスワクチン接種事業費の減少等により減少した一方、総務費が退職手当の増加や人事委員会勧告を踏まえた給与改定等による職員給与費の増加等により増加、民生費が低所得世帯・定額減税補足給付金事業費の増加等により増加、教育費が教職員給与費の増加等により増加し、全体として増加している。



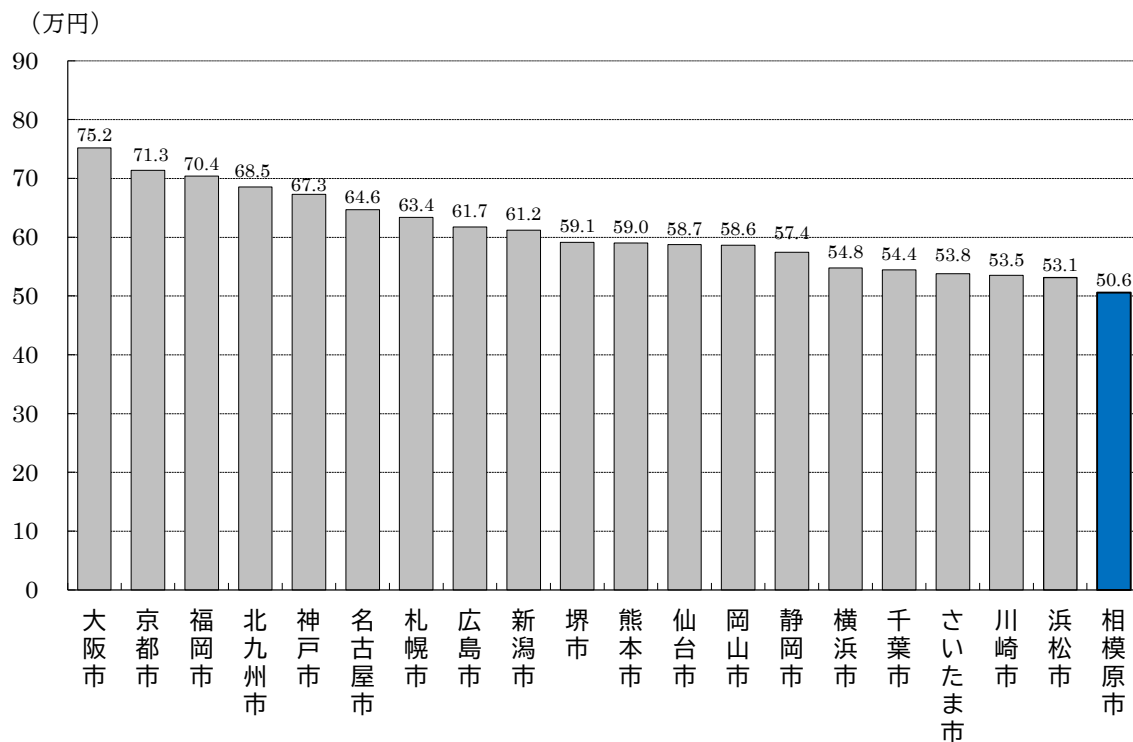
(3) 歳入決算額指定都市一覧

本市の歳入決算額は約 3,626億円で、指定都市 20 都市中 20 位となっている。



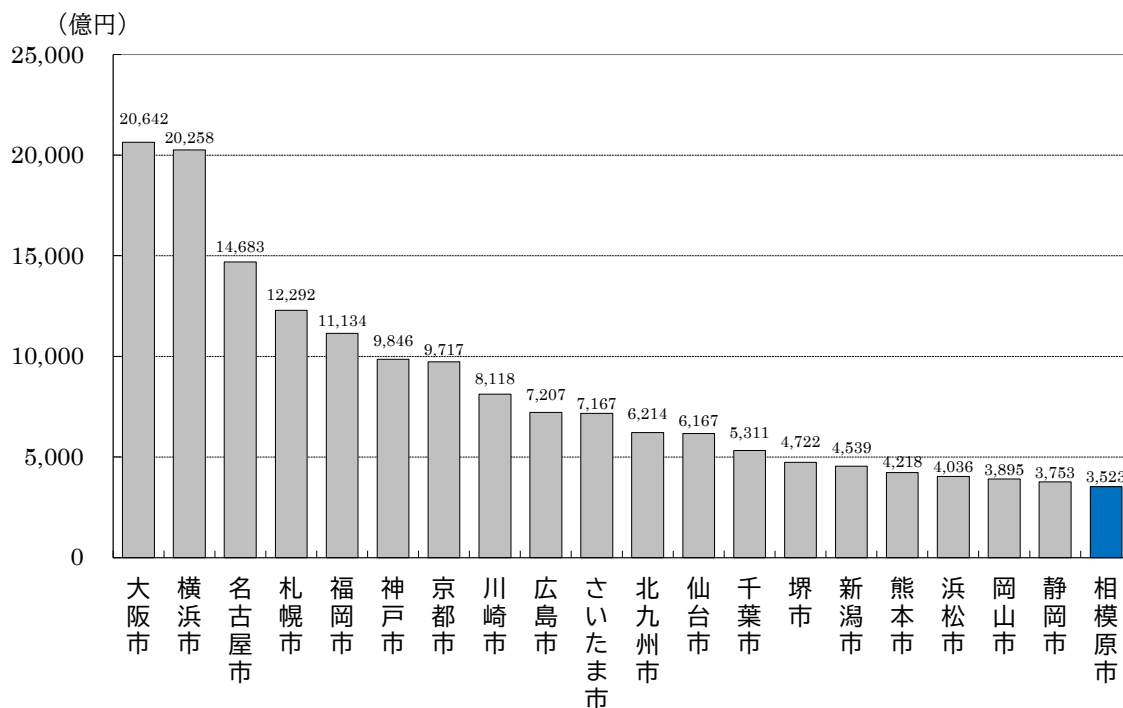
《市民一人当たりの歳入決算額》

市民一人当たりの歳入決算額は約 50.6 万円で、指定都市 20 都市中 20 位となっている。



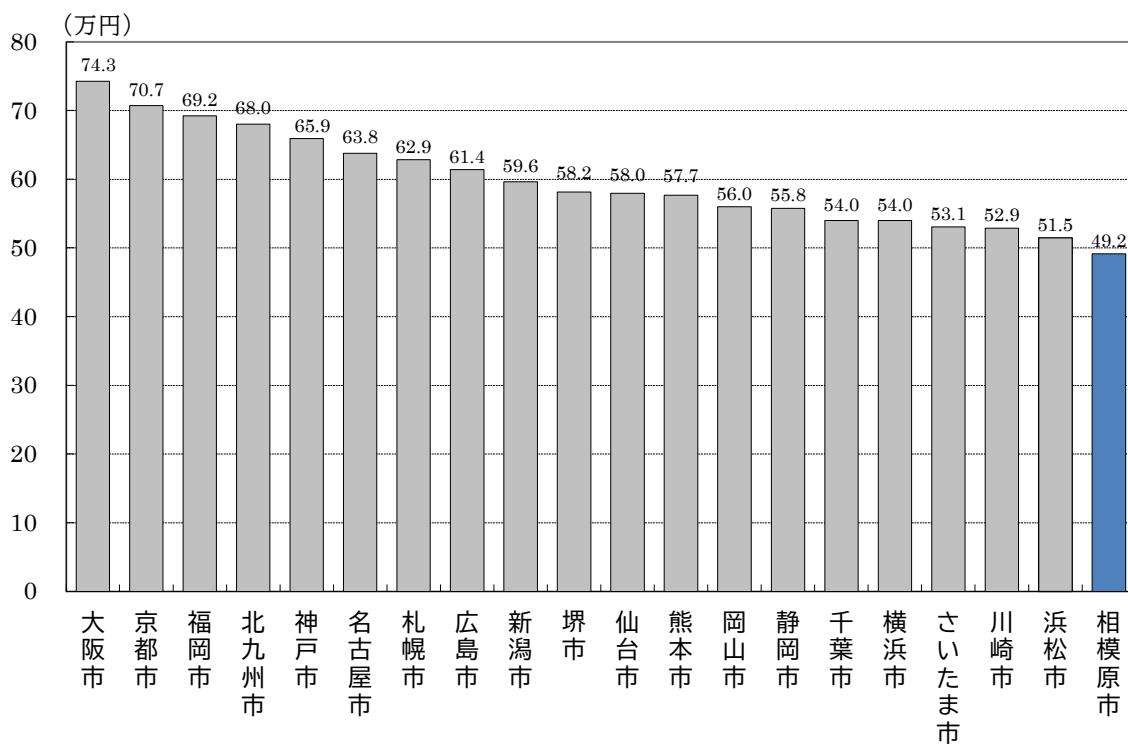
(4) 歳出決算額指定都市一覧

本市の歳出決算額は約 3,523 億円で、指定都市 20 都市中 20 位となっている。



《市民一人当たりの歳出決算額》

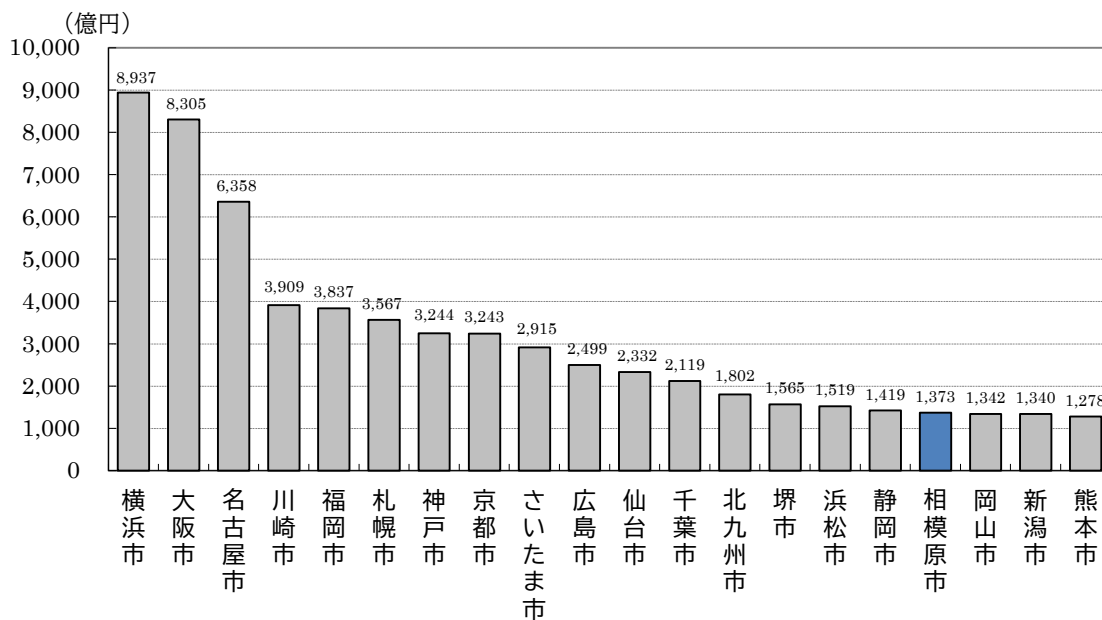
市民一人当たりの歳出決算額は約 49.2 万円で、指定都市 20 都市中 20 位となっている。



2 歳入

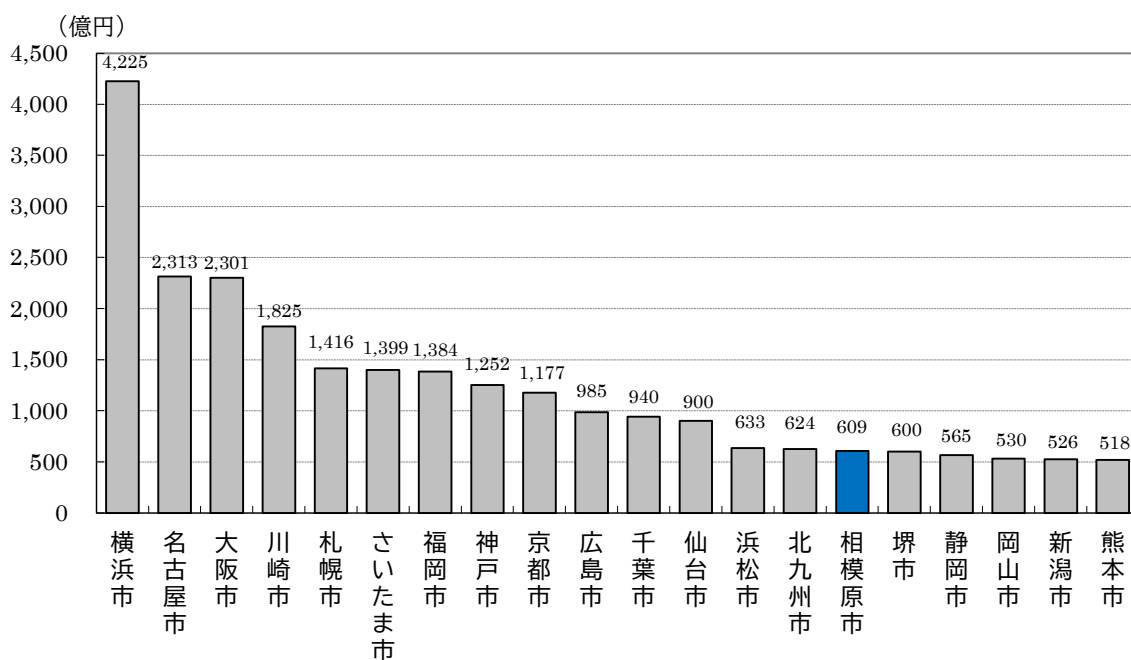
(1)市税

市税は市民税(個人・法人)、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、事業所税、都市計画税の6種類であり、本市の市税の決算額は約1,373億円で、指定都市20都市中17位となっている。



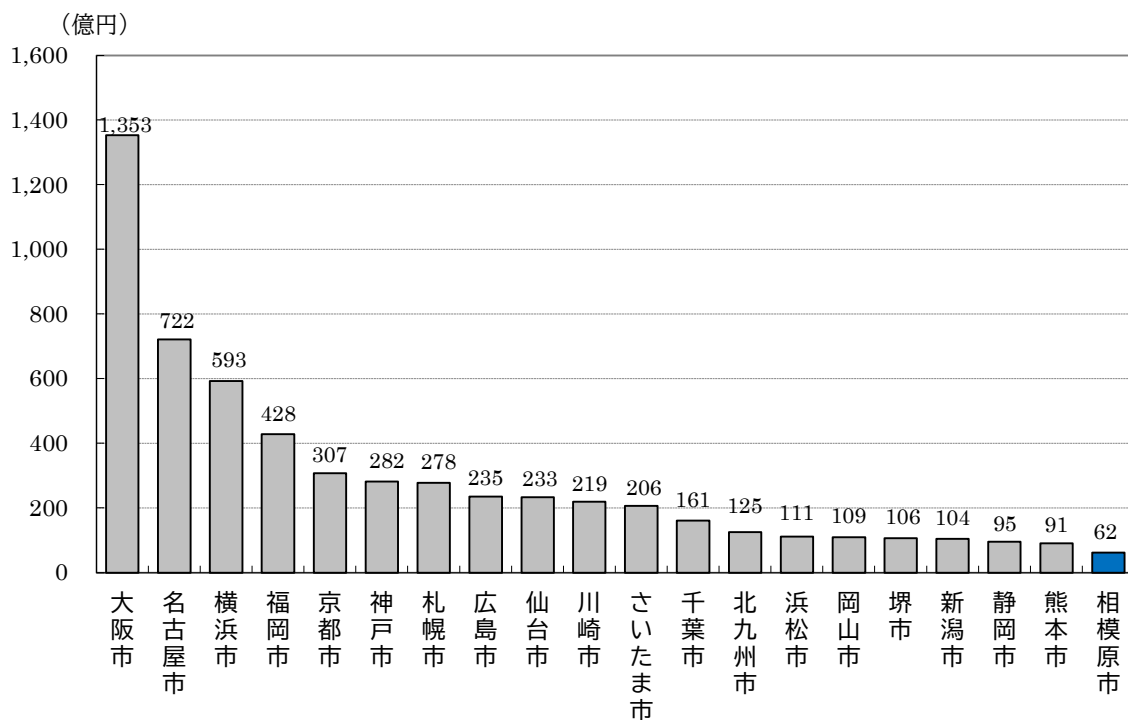
(2)個人市民税

本市の個人市民税の決算額は約609億円で、指定都市20都市中15位となっている。



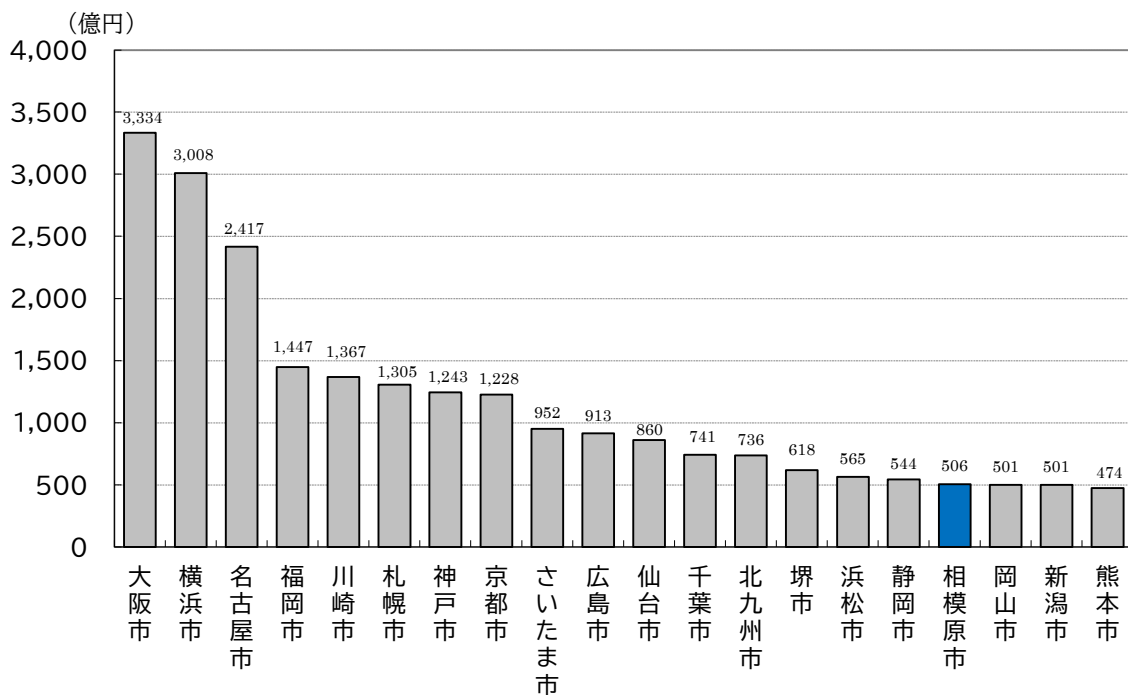
(3)法人市民税

本市の法人市民税の決算額は約 62 億円で、指定都市 20 都市中 20 位となっている。



(4)固定資産税

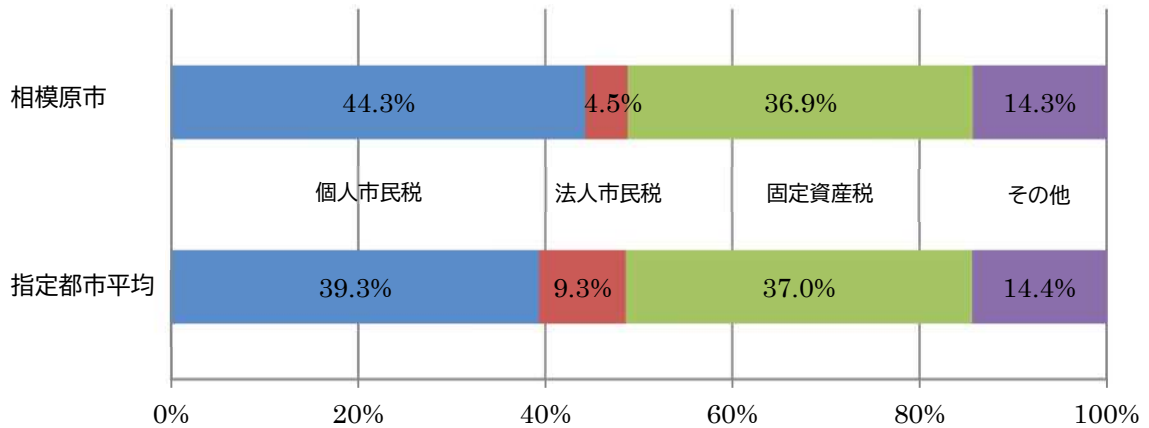
本市の固定資産税の決算額は約 506 億円で、指定都市 20 都市中 17 位となっている。



(5) 市税収入額の内訳の比較

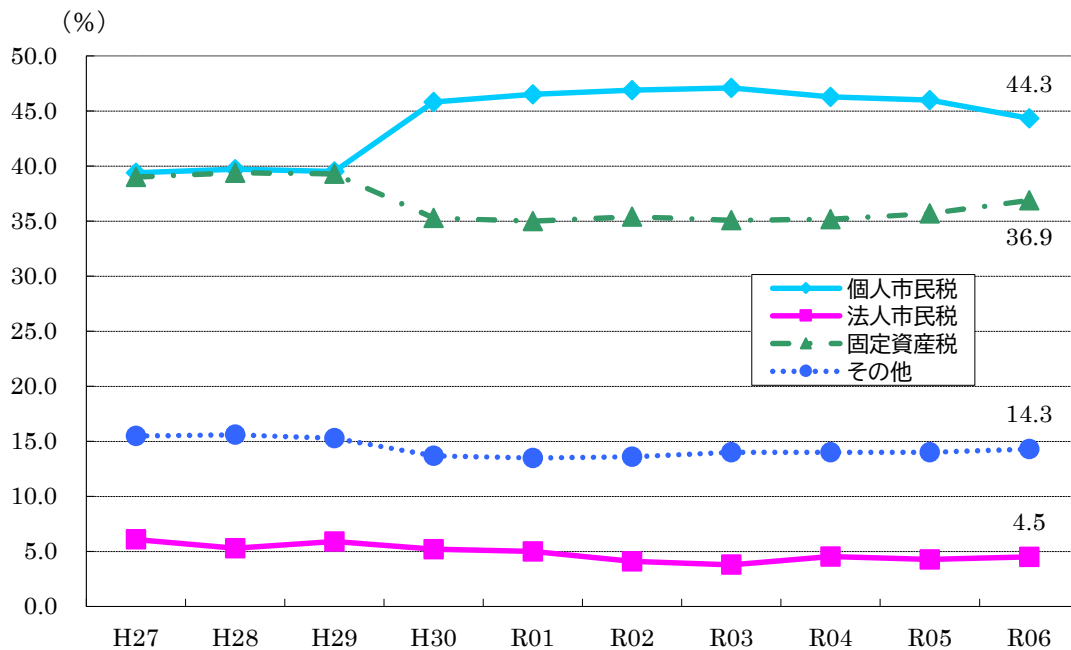
本市の市税収入額の内訳は、個人・法人を合わせた市民税が48.8%、固定資産税が36.9%となっている。市民税の内訳を指定都市の平均と比べると、本市は個人市民税が44.3%と大きく、法人市民税は4.5%と小さくなっている。

本市の市税収入は、景気動向が短期間のうちに税収に影響する法人市民税の割合が小さいことから、比較的変動の少ない構造となっている。



(6) 市税構成比の推移

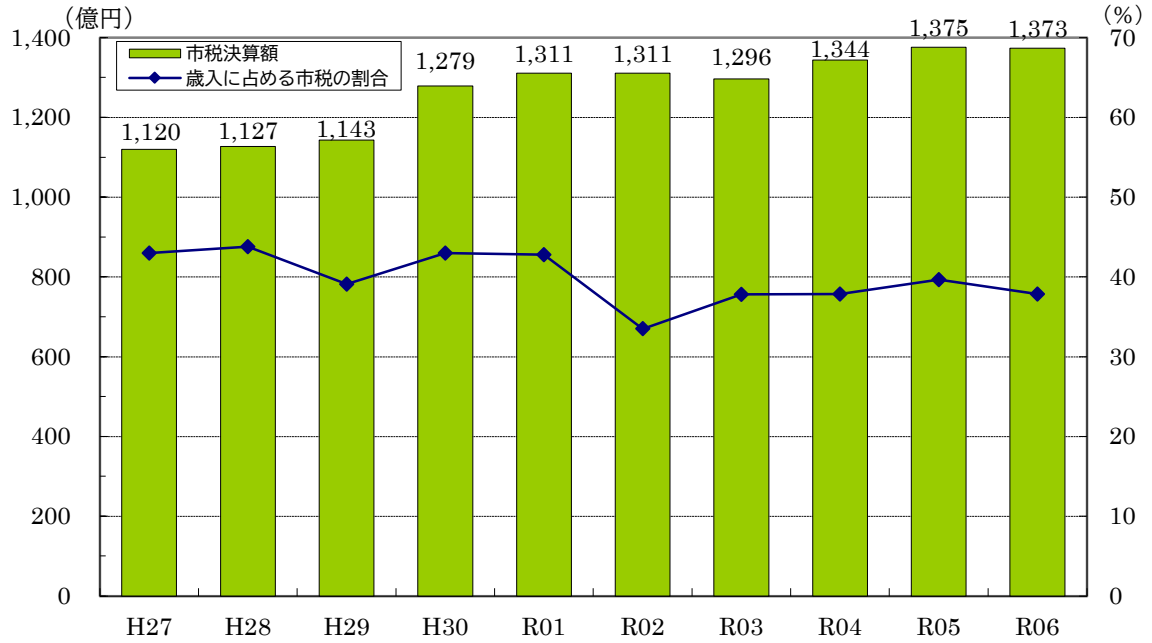
平成30年度から、県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴い個人市民税が増加したため、その割合も増加しているが、それ以降、構成比はほぼ横ばいで推移している。



(7)市税収入額と歳入に占める割合の推移

個人市民税が定額減税の影響等により減少し、市税収入額は、前年度と比べると減少している。

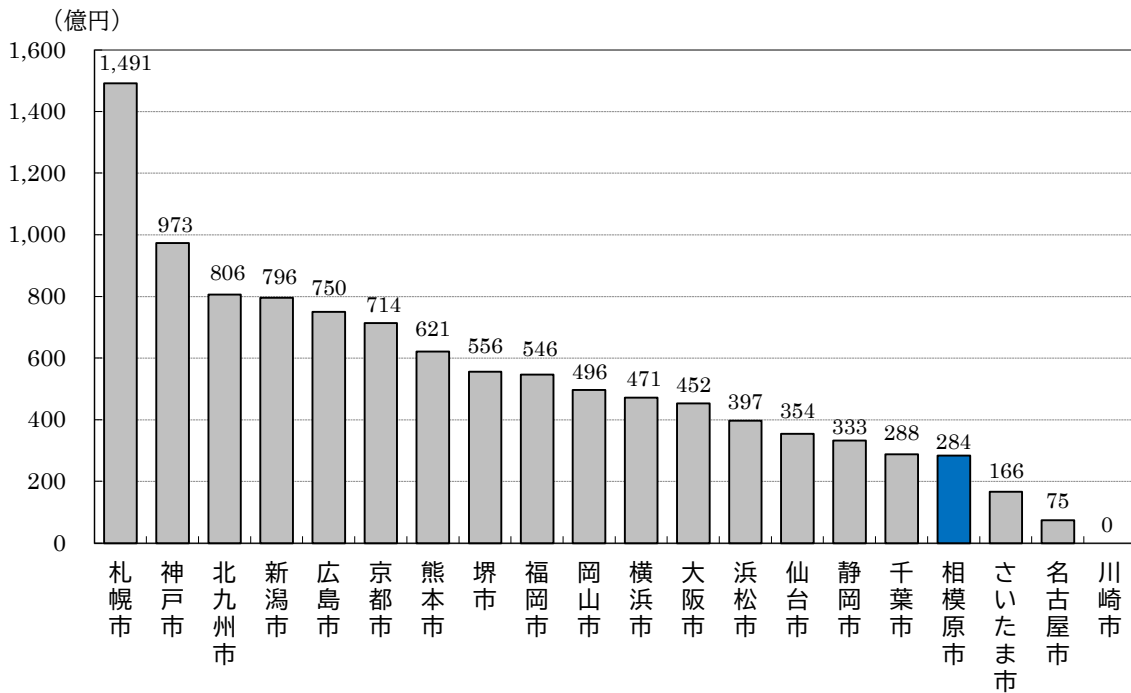
なお、令和 2 年度の歳入に占める市税の割合は、特別定額給付金事業補助金の影響により相対的に減少している。



(8)普通交付税

普通交付税は、標準的な支出額(基準財政需要額^{※2})から標準的な収入額(基準財政収入額^{※3})を差し引いて積算した地方交付税制度^{※4}上の財源不足額に応じて交付されるもの。

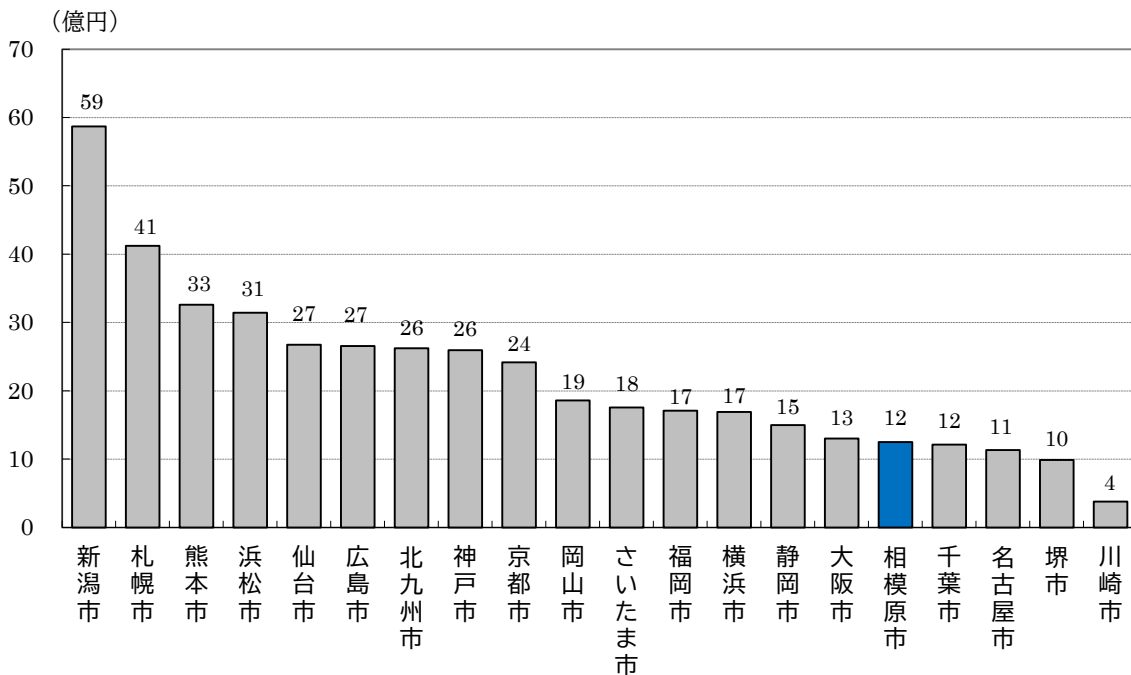
本市の普通交付税は約 284 億円で、指定都市 20 都市中 17 位となっている。



(9)特別交付税

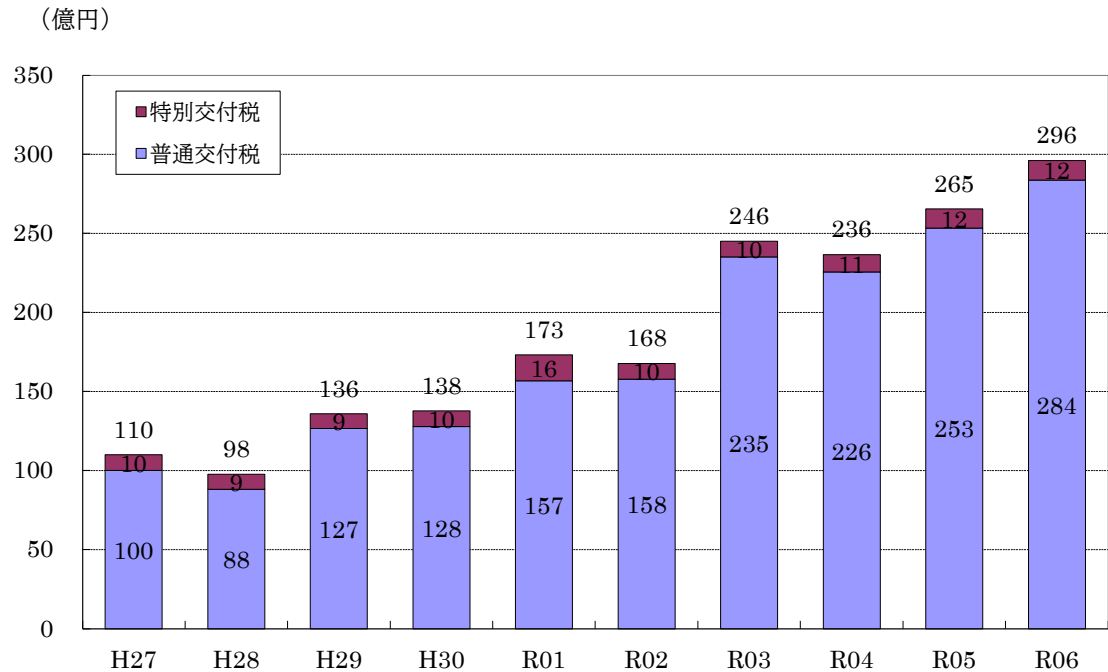
特別交付税は災害復旧など各地方公共団体の特別な財政需要を勘案し交付されるもの。

本市の特別交付税は約 12 億円で、指定都市 20 都市中 16 位となっている。



(10)本市の地方交付税の推移

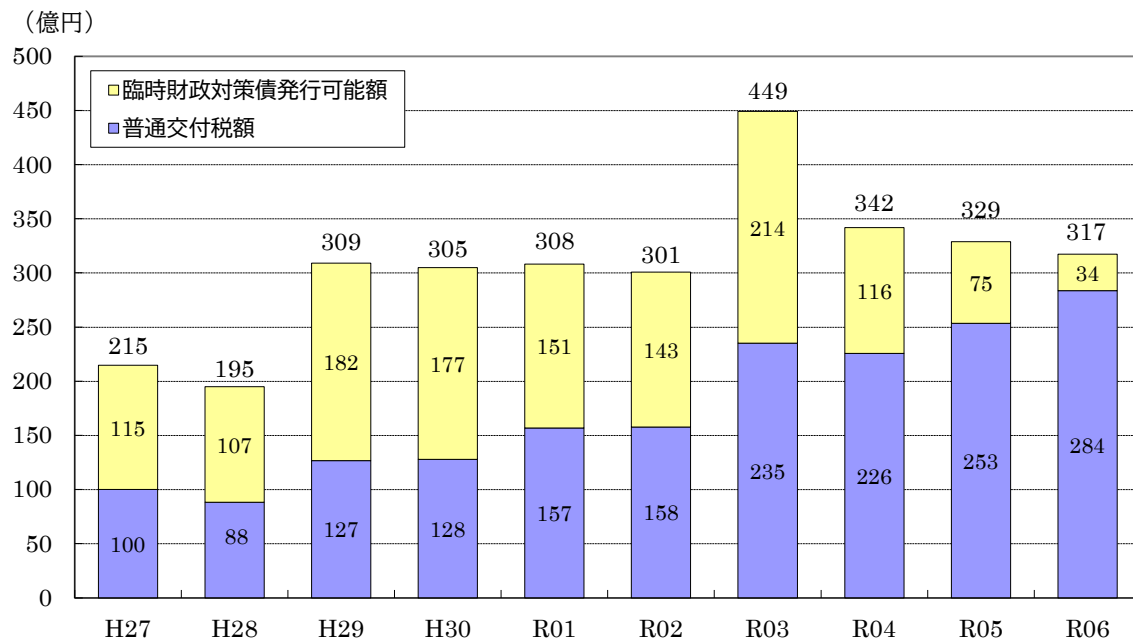
本市の地方交付税の決算額は約 296 億円で、前年度と比べると約 31 億円増加している。



(11)本市の普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の推移

普通交付税に臨時財政対策債の発行可能額を加えた額は約 317 億円で、前年度に比べると約 12 億円減少している。

なお、臨時財政対策債の発行可能額(普通交付税額からの振替額)は、国において、各地方公共団体の財源不足額及び財政力を考慮して算出される。

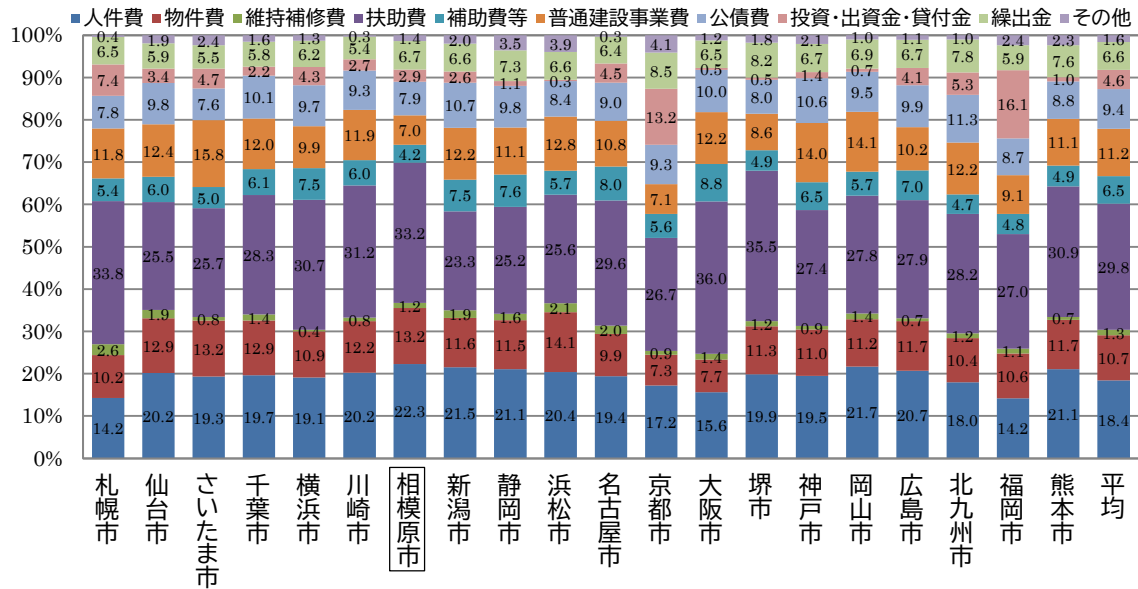


3 歳出

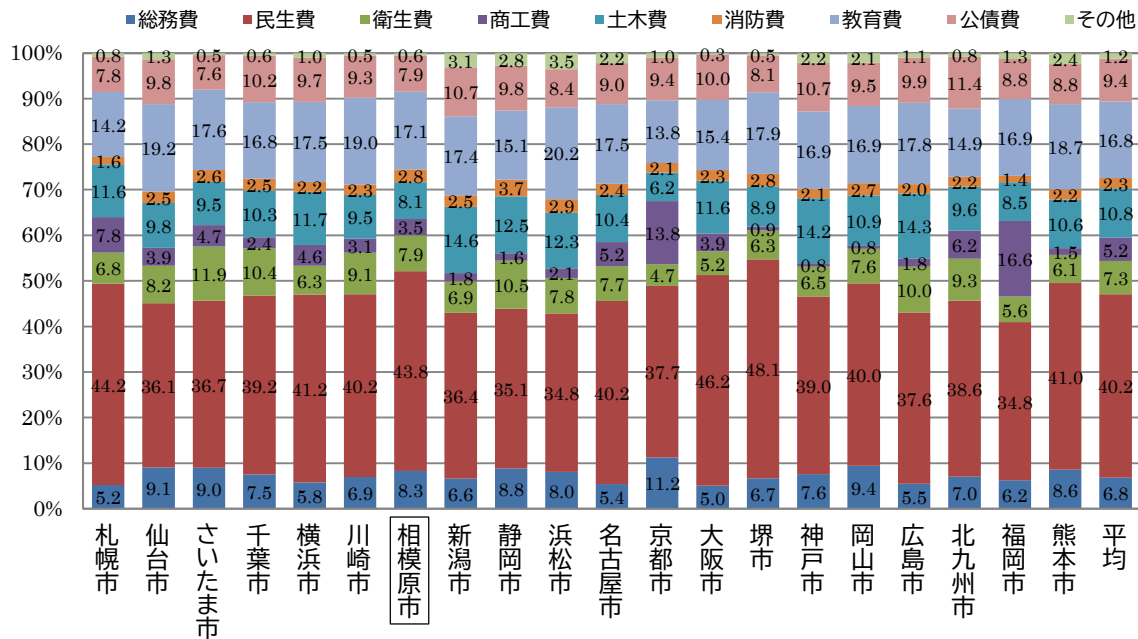
(1)経費の構成比

地方公共団体の歳出の分類方法として、経費の経済的な性質に着目した「性質別分類」と行政目的に着目した「目的別分類」とが用いられる。これらの分類による経費の構成比は、以下のとおり。

《性質別経費の構成比》



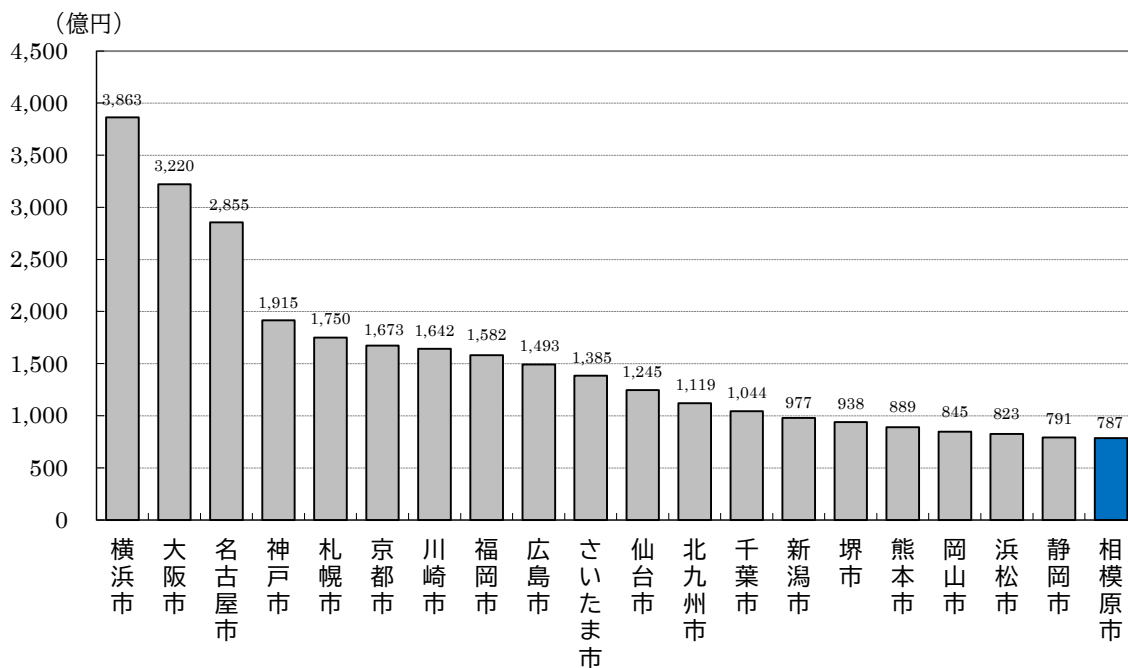
《目的別経費の構成比》



(2)人件費

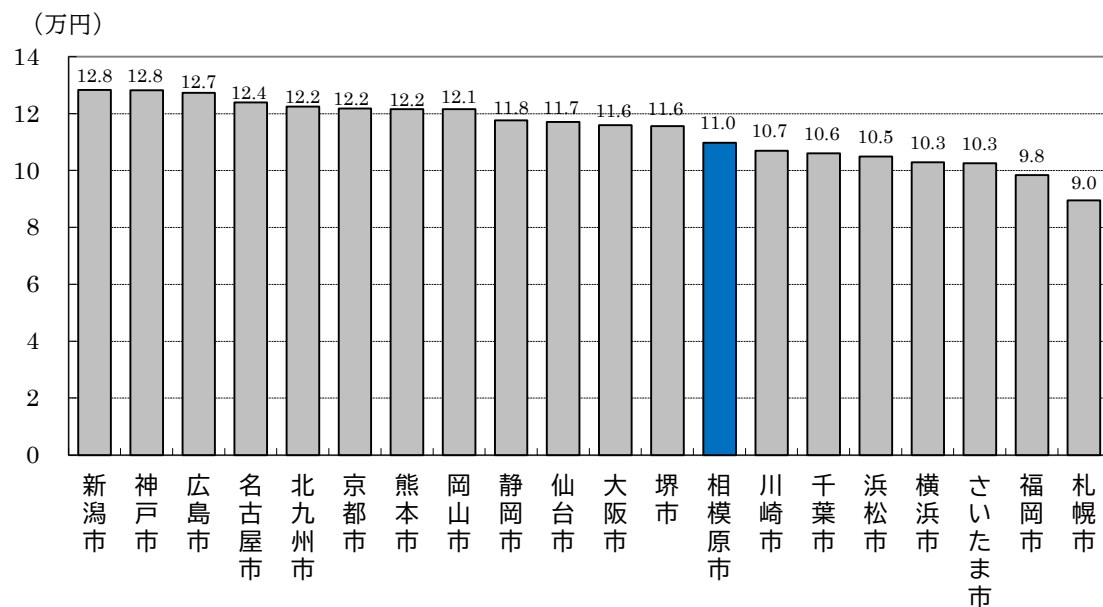
人件費は、市職員の給与、諸手当のほか、市議会議員、審議会等の委員、会計年度任用職員の報酬等を含んだ経費をいう。

本市の人件費の決算額は約 787 億円で、指定都市 20 都市中 20 位となっている。



《市民一人当たりの人件費》

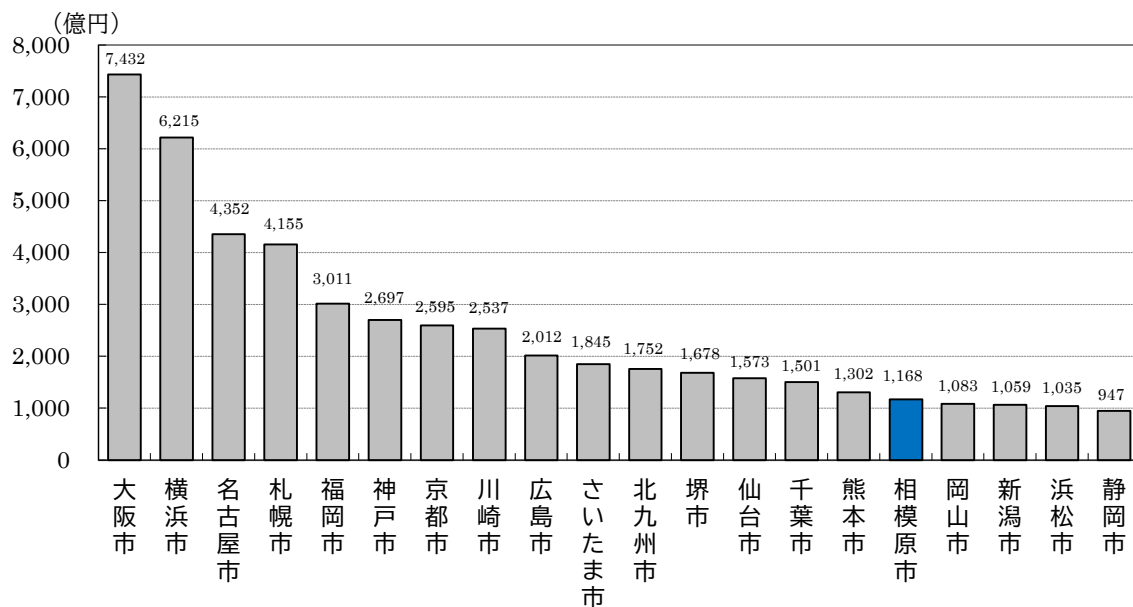
市民一人当たりの人件費は約 11 万円で、指定都市 20 都市中 13 位となっている。



(3) 扶助費

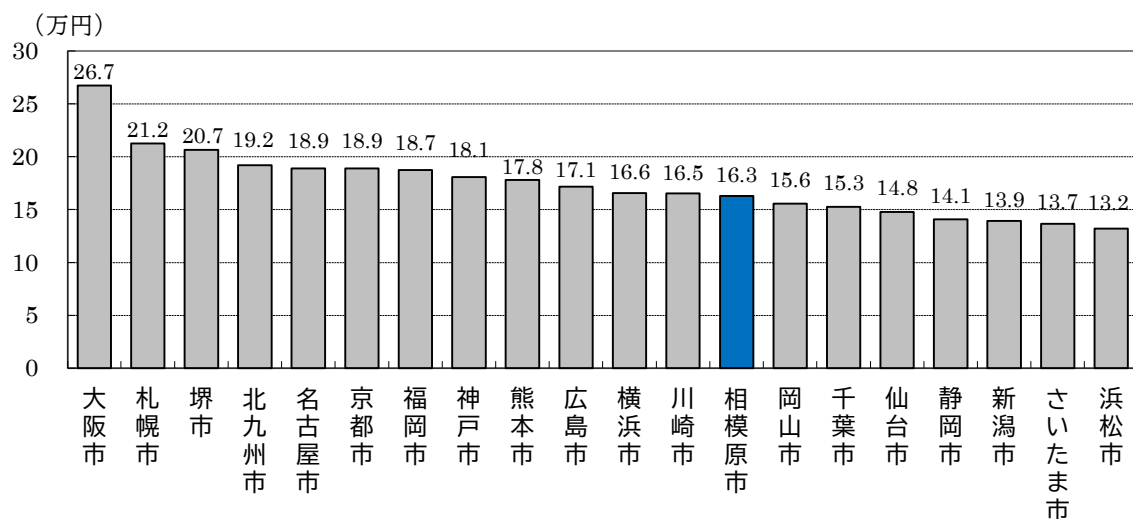
扶助費は、社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、障害者等に対する様々な支援を行うための経費をいう。

本市の扶助費の決算額は約 1,168 億円で、指定都市 20 都市中 16 位となっている。



《市民一人当たりの扶助費》

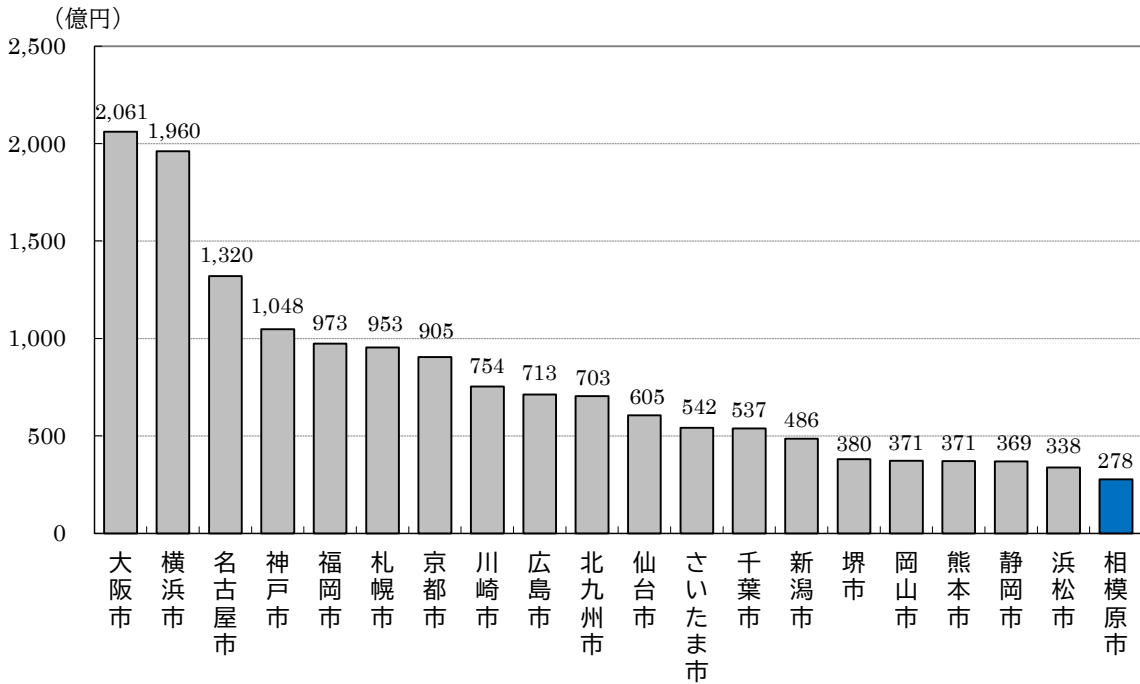
市民一人当たりの扶助費は約 16.3 万円で、指定都市 20 都市中 13 位となっている。



(4)公債費

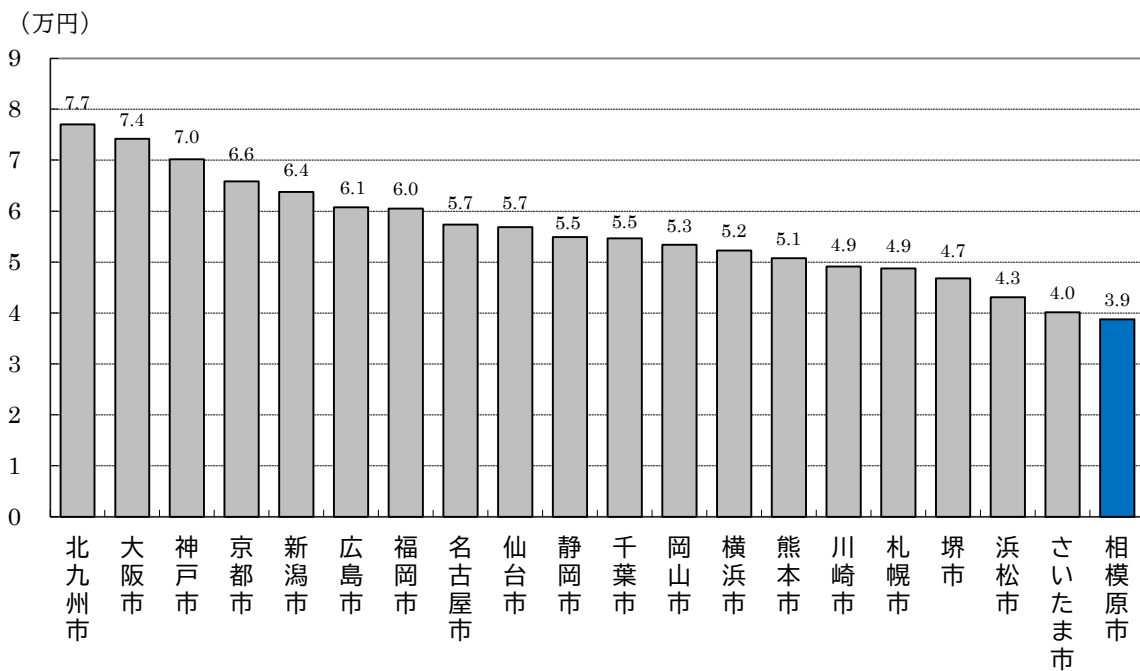
公債費は、市債に係る元利償還金及び一時借入金利子の合計である。

本市の公債費の決算額は約 278 億円で、指定都市 20 都市中 20 位となっている。



《市民一人当たりの公債費》

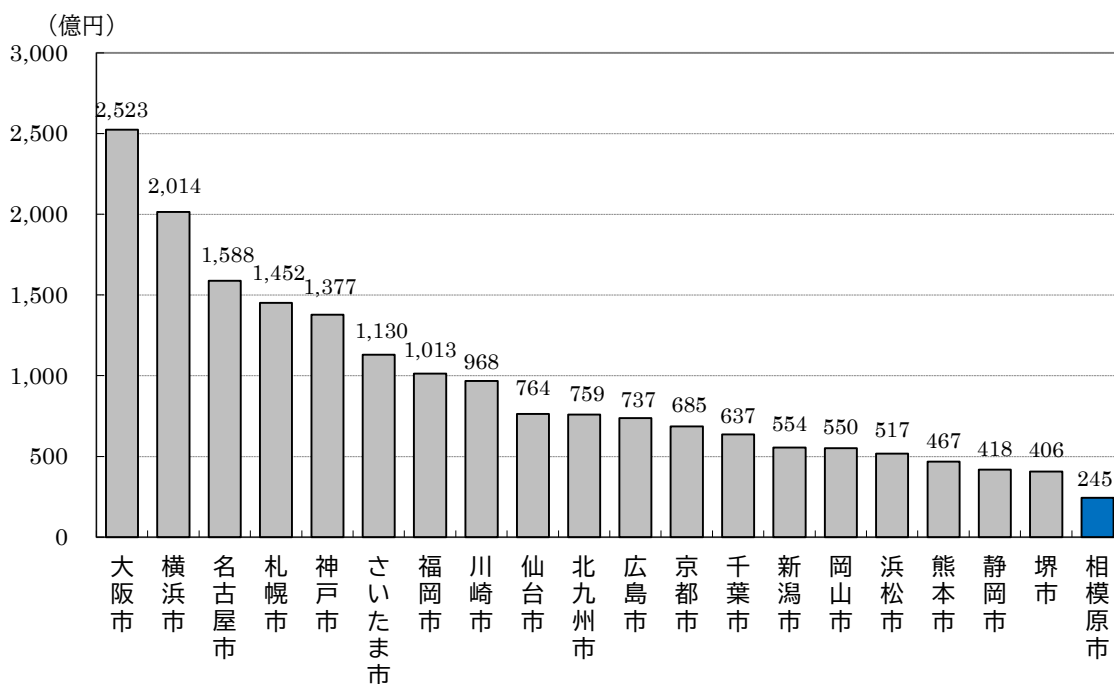
市民一人当たりの公債費は約 3.9 万円で、指定都市 20 都市中 20 位となっている。



(5) 普通建設事業費

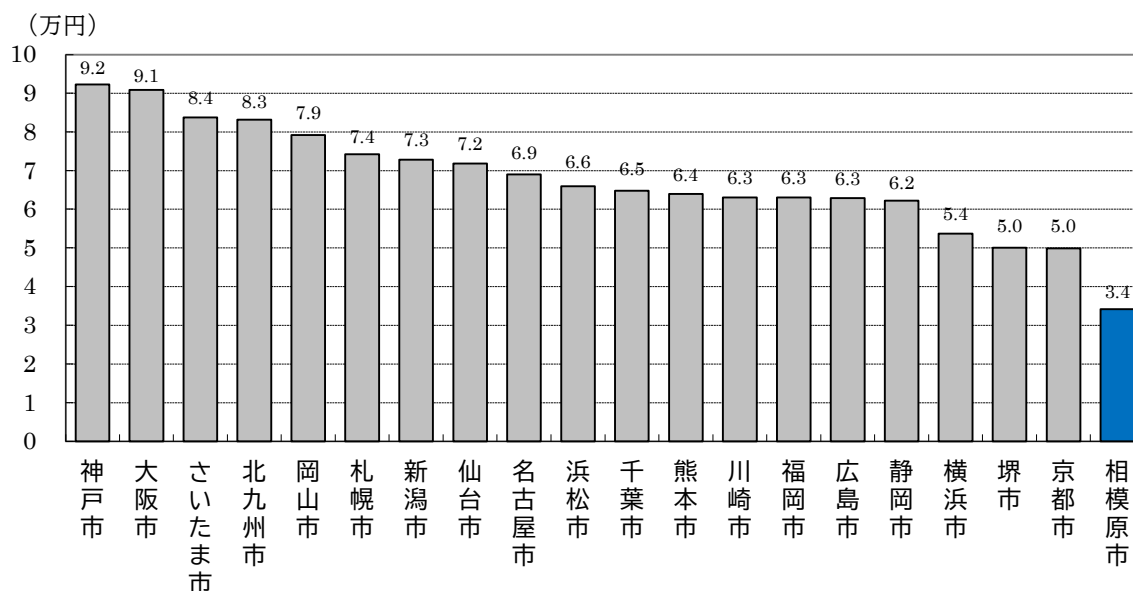
普通建設事業費は、道路、橋りょう、学校、公園などの各種社会資本の新增設や改良事業を行う際に必要な経費をいう。

本市の普通建設事業費の決算額は約 245 億円で、指定都市 20 都市中 20 位となっている。



《市民一人当たりの普通建設事業費》

市民一人当たりの普通建設事業費は約 3.4 万円で、指定都市 20 都市中 20 位となっている。



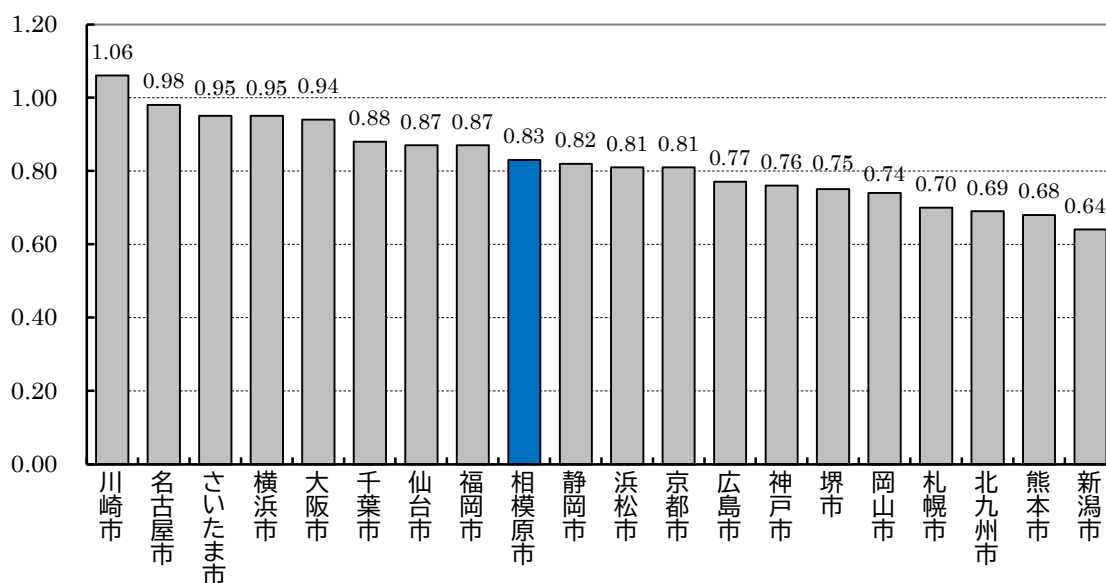
4 財政指標

(1) 財政力指数^{※5}

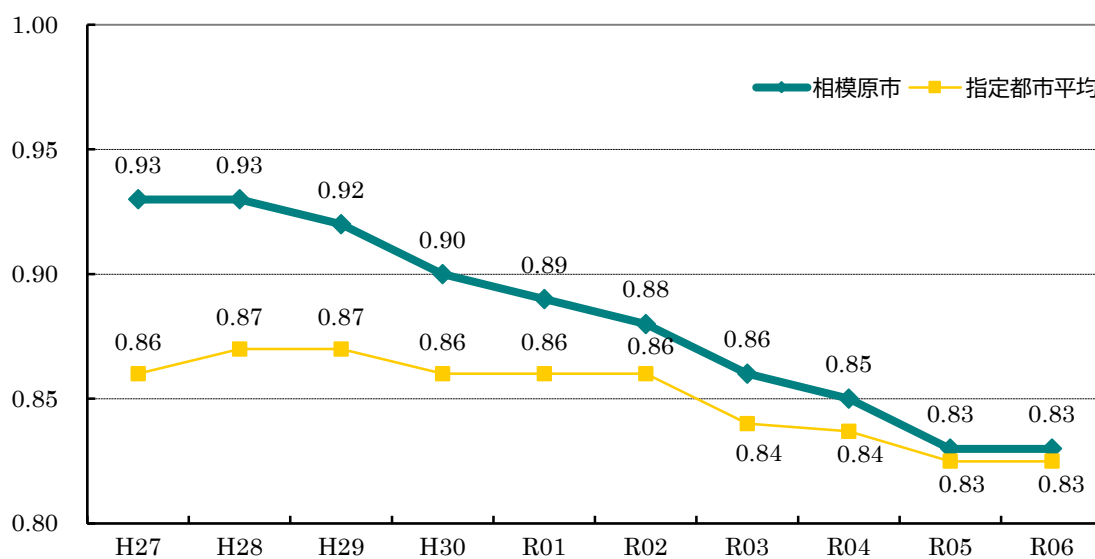
財政力指数とは、基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合で、数値が大きいほど財政力が高いと評価される。

近年は少子高齢化の進行に伴う扶助費の増加や、公共施設の長寿命化に係る経費の増加等による基準財政需要額の増大の影響を受け、財政力指数が「1」を超える地方公共団体は全国的にも数が少なく、本市の「0.83」という値は指定都市20都市の中では9位となっており、平均水準となっている。

《令和6年度財政力指数一覧》



《財政力指数の推移》

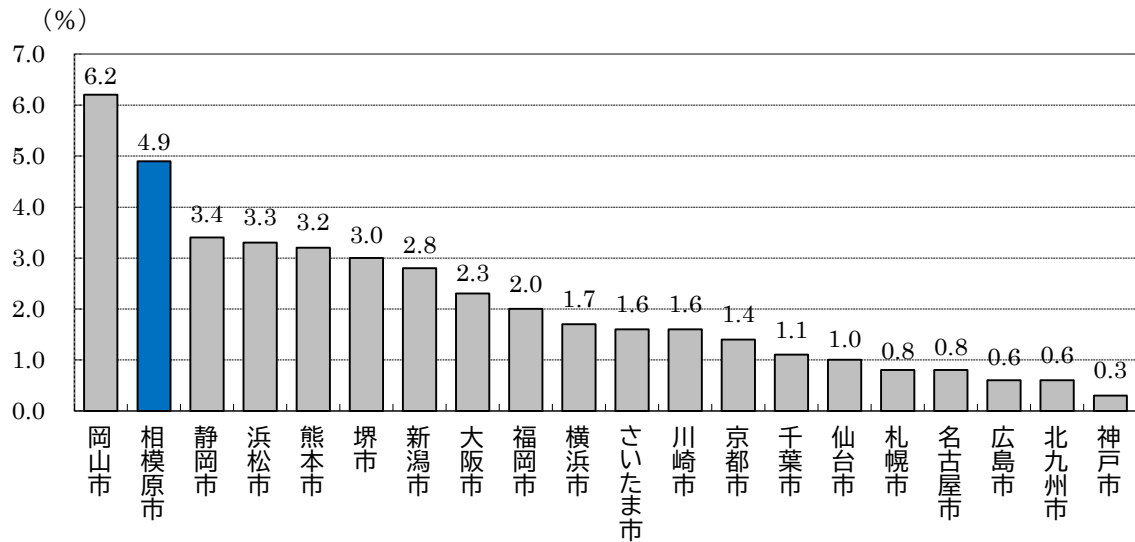


(2)実質収支比率※6

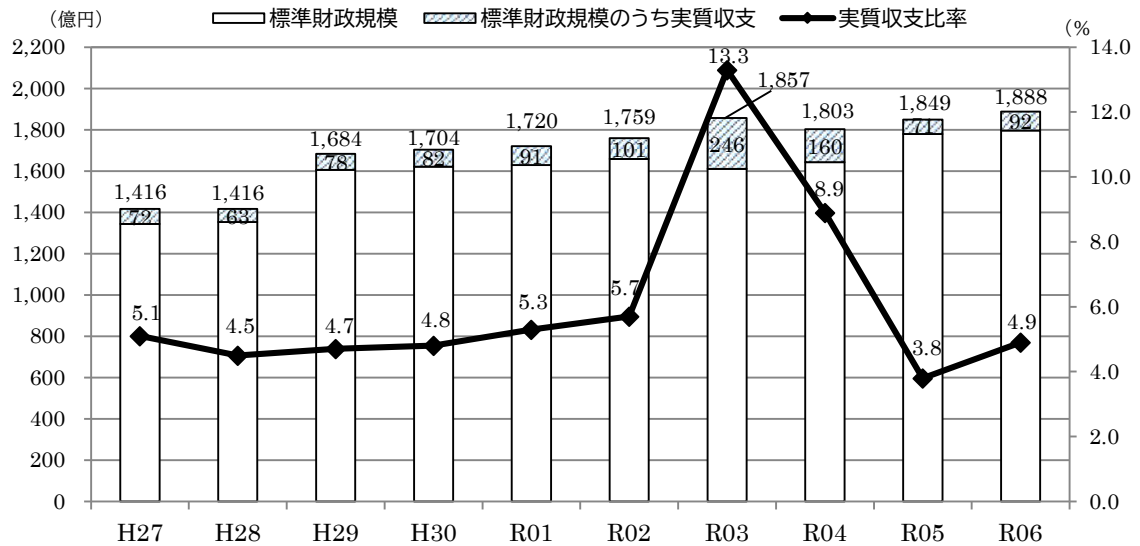
地方公共団体の財政運営には、適度な歳入歳出の均衡が求められており、標準財政規模※7に対する実質収支の割合を「実質収支比率」という。

本市の実質収支比率は、指定都市 20 都市中 2 位となっている。

《令和 6 年度実質収支比率一覧》



《実質収支比率の推移》



(3) 財政構造の弾力性

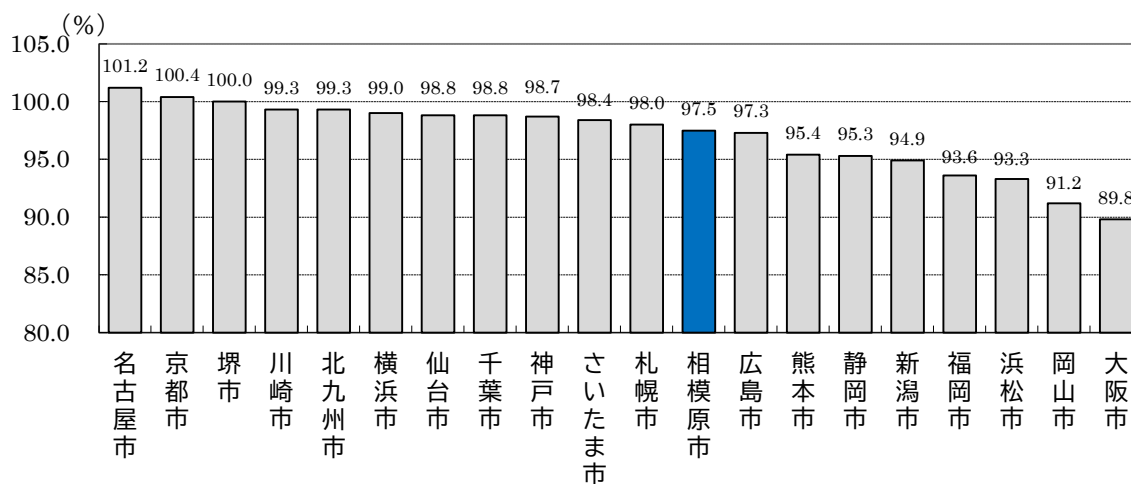
地方公共団体が、社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくためには、財政構造の弾力性が確保されなければならない。財政構造の弾力性の度合いを判断する指標として、経常収支比率^{※8}が用いられている。

○経常収支比率

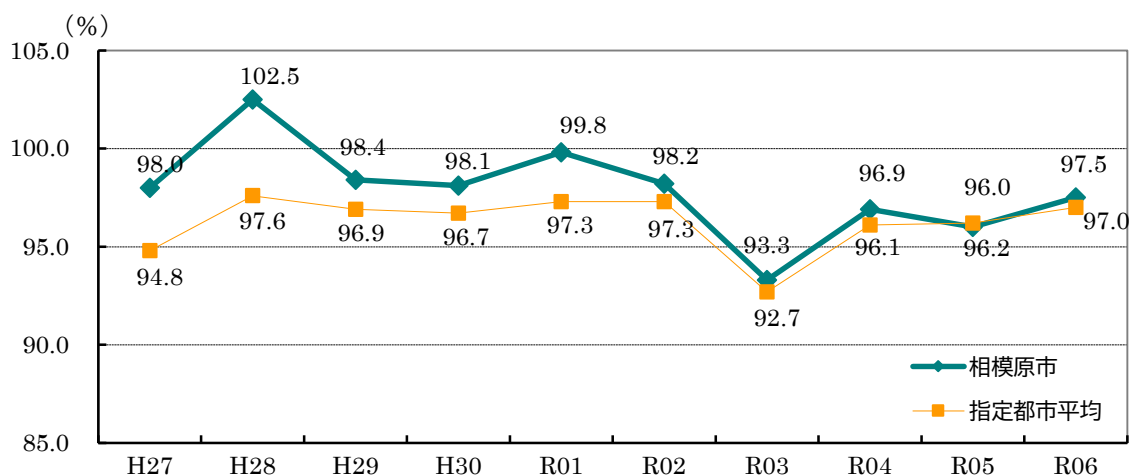
経常収支比率は、毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源^{※9}が、毎年度経常的に収入される一般財源に対し、どの程度の割合となっているかをみることにより財政構造の弾力性を判断するものである。

令和6年度の経常収支比率は、前年度に比べると1.5ポイント上昇の97.5%で、指定都市20都市の中では9位となっており、指定都市平均(97.0%)並みの水準となっている。

《令和6年度経常収支比率一覧》

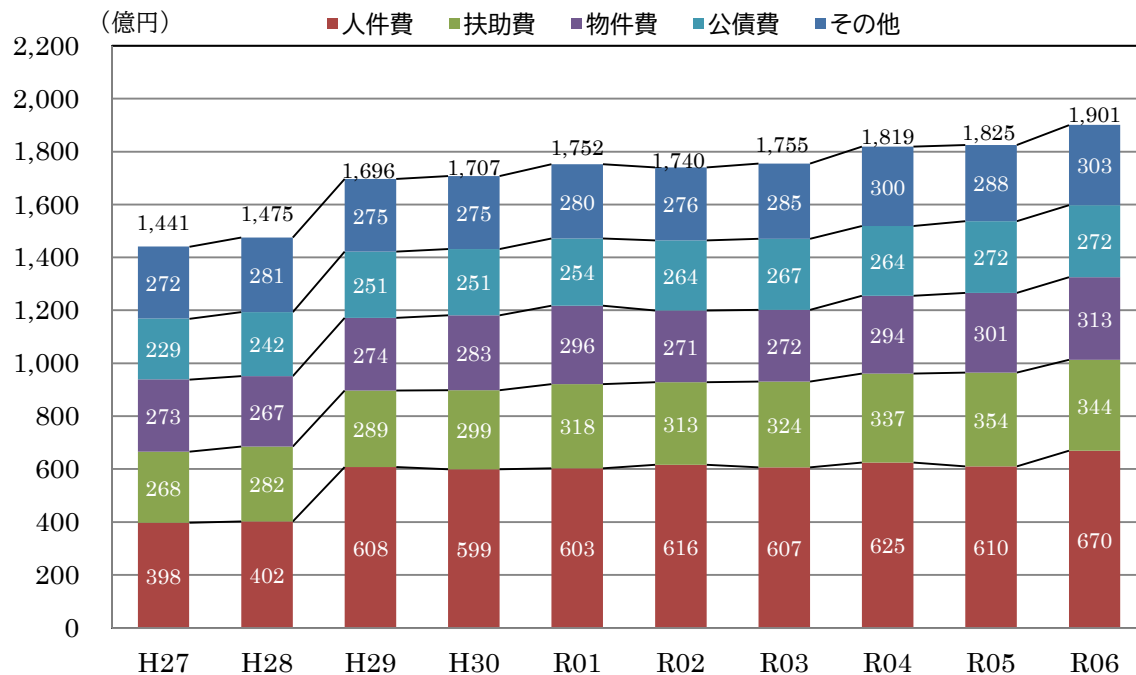


《経常収支比率の推移》



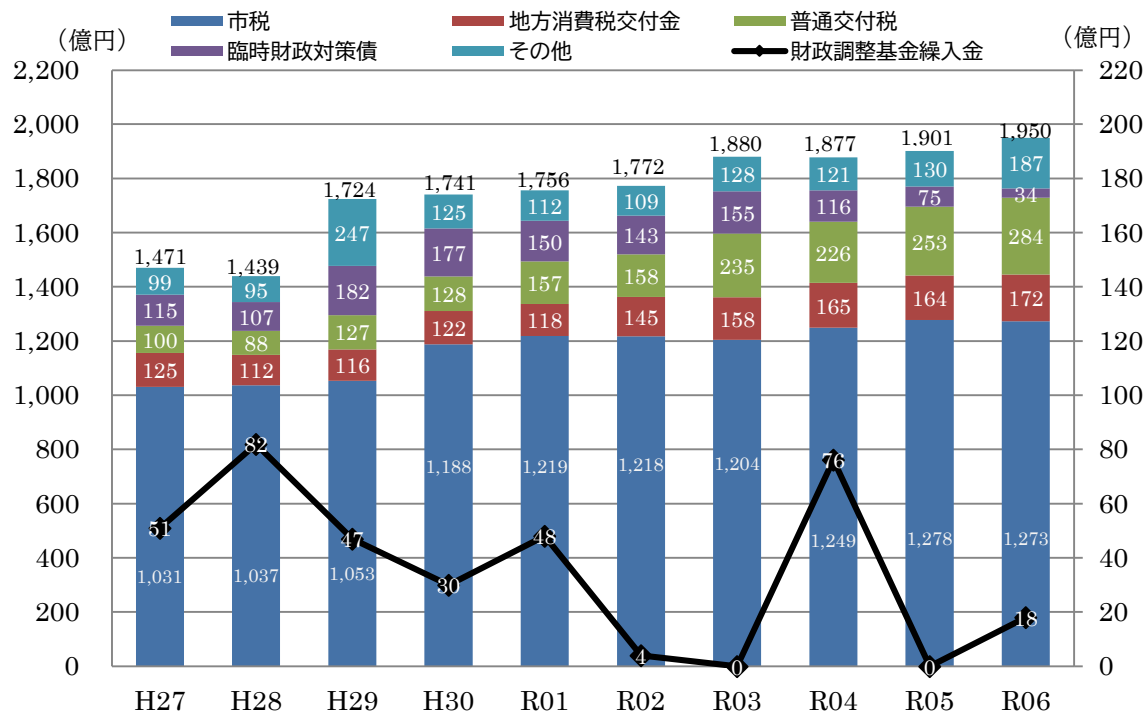
《性質別の経常経費充当一般財源(経常収支比率の分子)の推移》

分子である経常経費充当一般財源は、扶助費が約10億円(△2.9%)減少した一方、人件費が約60億円(9.7%)増加するなど、全体として約76億円(4.2%)増加している。



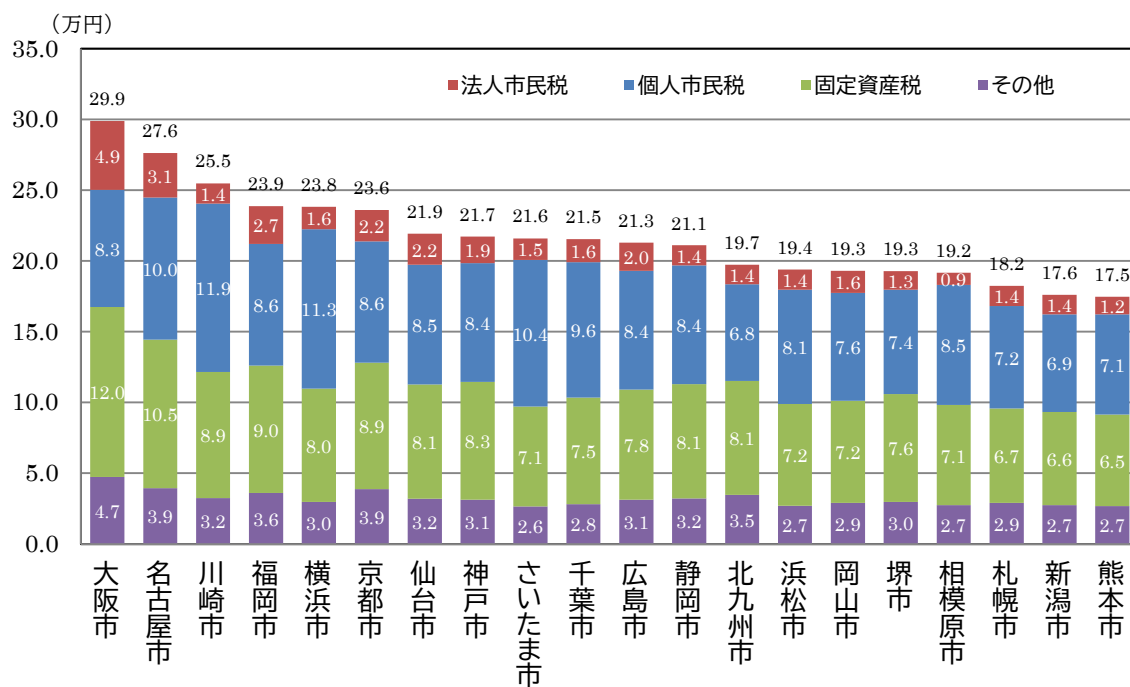
《経常一般財源等(経常収支比率の分母)と財政調整基金繰入金の推移》

分母である経常一般財源等は、臨時財政対策債が約41億円(△55.1%)減少した一方、普通交付税が約31億円(11.9%)増加するなど、全体として約49億円(2.6%)増加している。



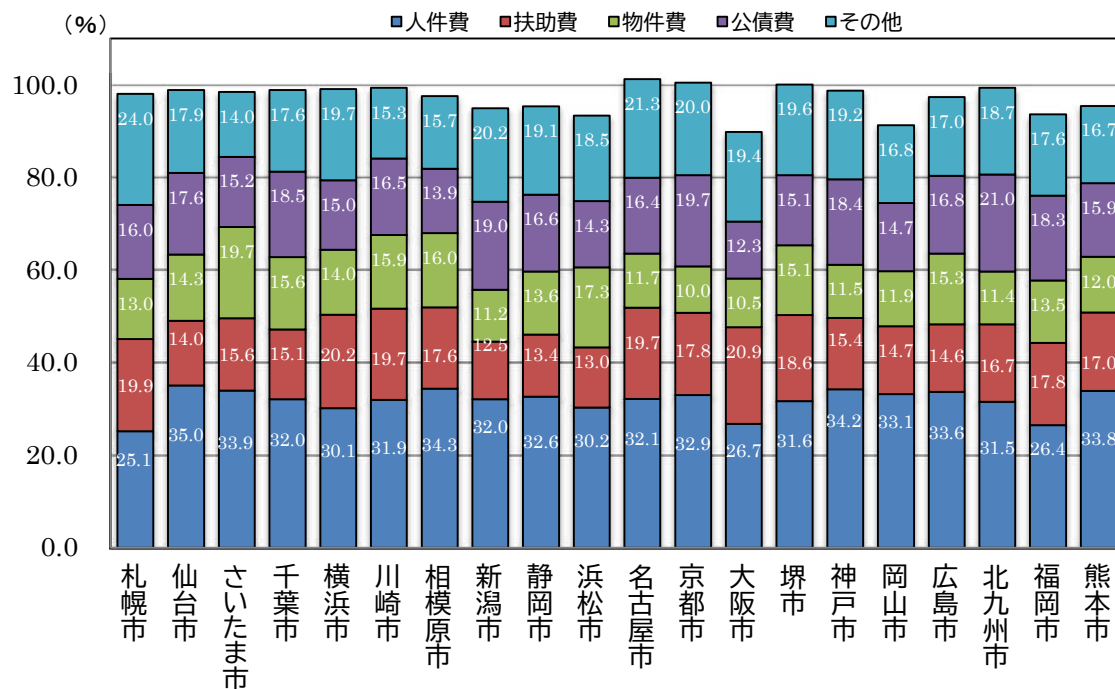
《市民一人当たりの市税収入額》

経常一般財源等のうち、最も大きな割合を占める市税収入について、市民一人当たりの決算額は約19.2万円であり、指定都市20都市中17位となっている。



《経常収支比率の内訳(性質別)》

経常収支比率の主な内訳をみると、人件費が 34.3%、扶助費が 17.6%、物件費が 16.0%、公債費が 13.9%となっている。



《経常収支比率の内訳と市民一人当たりの決算額比較》

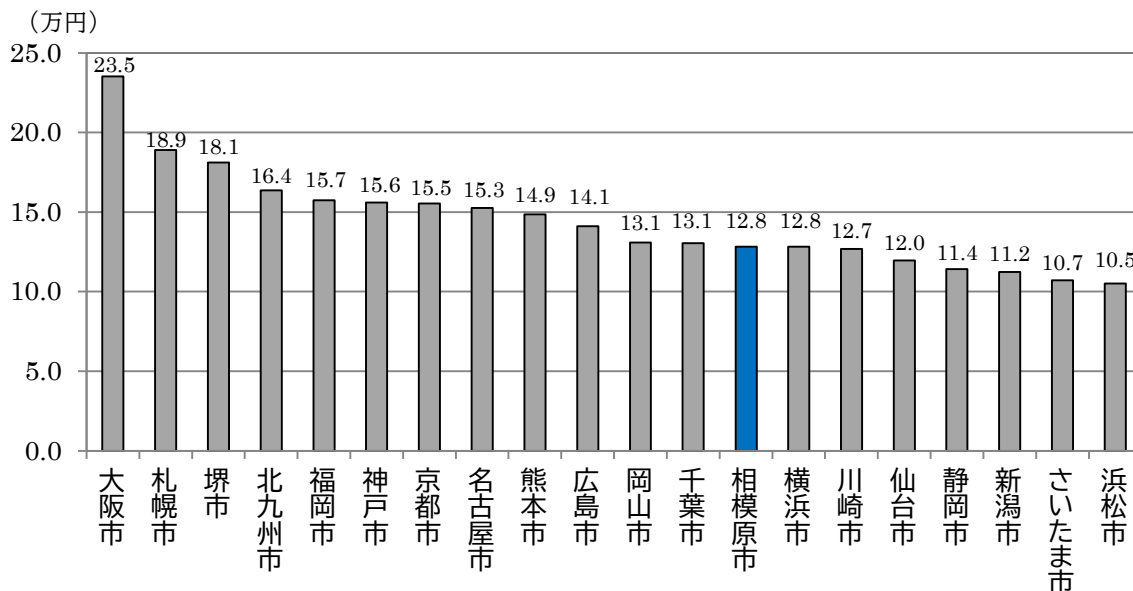
それぞれの市民一人当たりの決算額は指定都市 20 都市の中位を下回っているが、経常収支比率は中位を上回っており、経常一般財源等の多くがこれらの経費に割かれている状況である。

性質	経常収支比率 (指定都市中の順位)	市民一人当たりの 決算額 (指定都市中の順位)	主な内容
人件費	34.3% (上から 2 番目)	109,793円 (13 位)	市職員の給与、諸手当のほか、議員、委員、会計年度任用職員の報酬等 令和6年度決算額:約 787 億円
扶助費	17.6% (上から 9 番目)	163,056円 (13 位)	生活困窮者、高齢者、児童、障害者等に対する様々な支援を行うための経費 令和6年度決算額:約 1,168 億円
物件費	16.0% (上から 3 番目)	64,957円 (12 位)	施設の管理費、光熱水費、通信運搬費、委託料等に要する経費 令和6年度決算額:約 465 億円

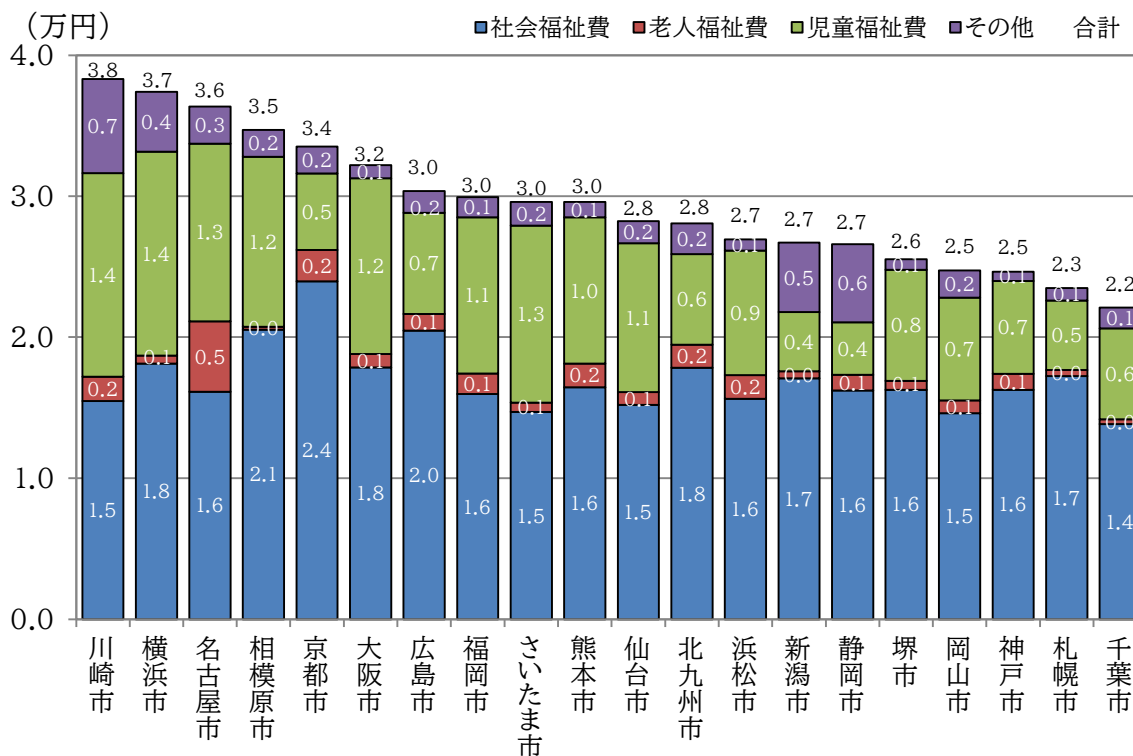
○扶助費(決算額)の状況

市民一人当たりの扶助費の決算額については、国庫補助事業では13位となっているが、地方単独事業では4位となっており、社会福祉費と児童福祉費の割合が大きくなっている。

《市民一人当たり扶助費(国庫補助事業)》



《市民一人当たり扶助費(地方単独事業)》

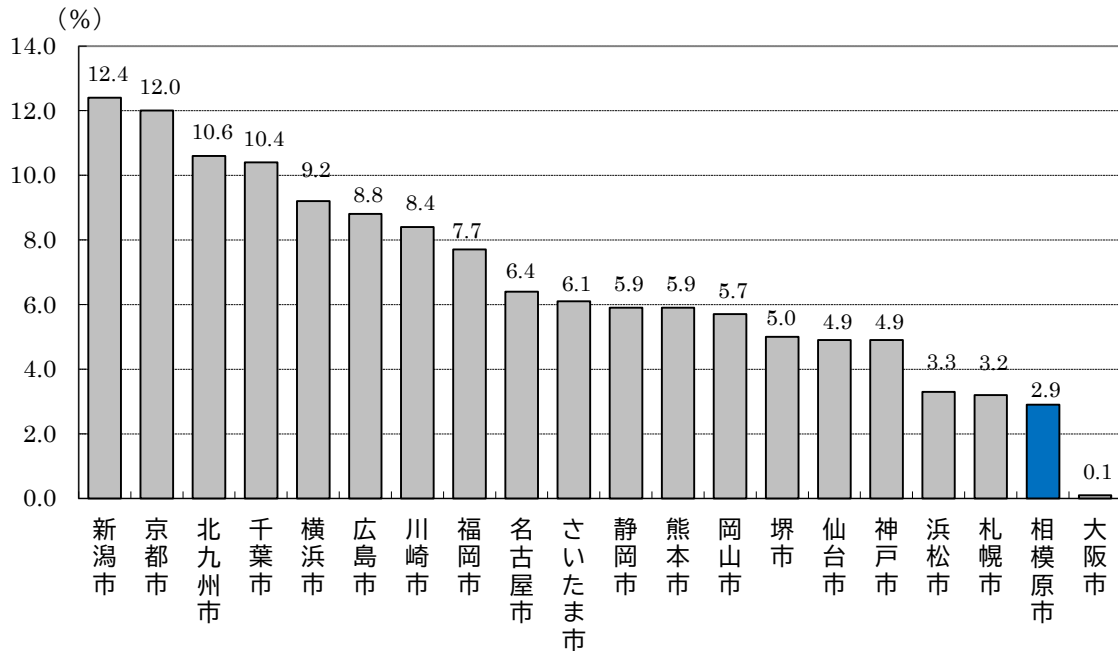


○実質公債費比率※10

地方債の元利償還金等の公債費は、義務的経費の中でも特に弾力性に乏しい経費であり、その公債費による負担度合いを判断するための指標として、実質公債費比率が用いられる。

本市の実質公債費比率は 2.9%と非常に小さく、指定都市 20 都市中 2 位となっている。

《令和 6 年度実質公債費比率一覧》

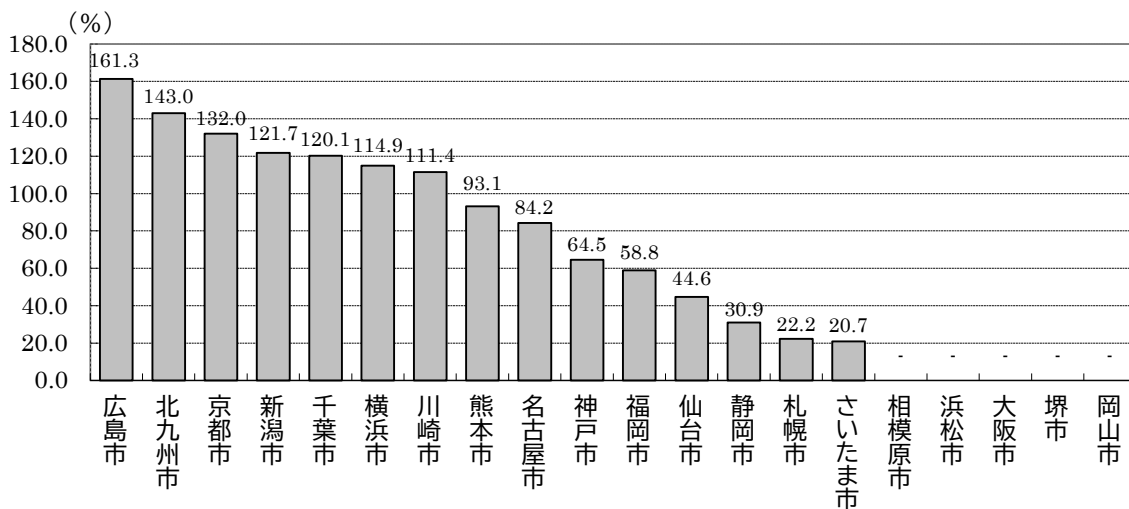


○将来負担比率※11

将来負担比率とは、市債の残高をはじめ一般会計等(普通会計)が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

本市の将来負担比率は充当可能財源等が将来負担額を上回ったため算定されなかった。

《令和 6 年度将来負担比率一覧》

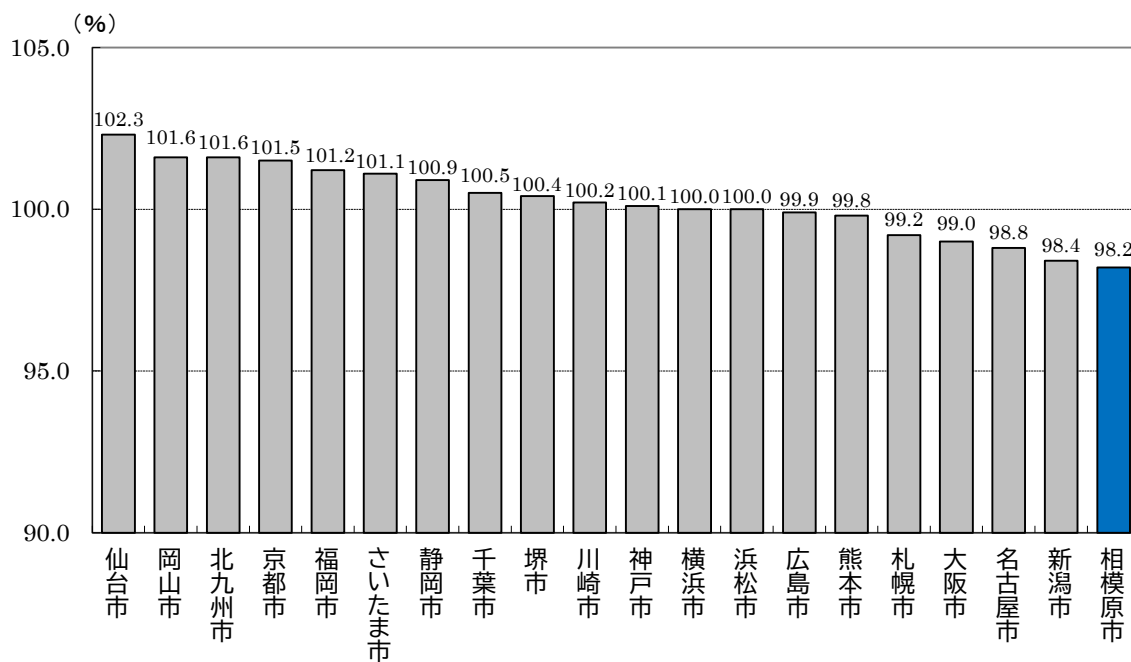


(4)ラスパイレス指数^{※12}

ラスパイレス指数とは、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100とした場合の地方公務員一般行政職の給与水準を示すものである。

本市のラスパイレス指数は98.2で、指定都市20都市中20位となっている。

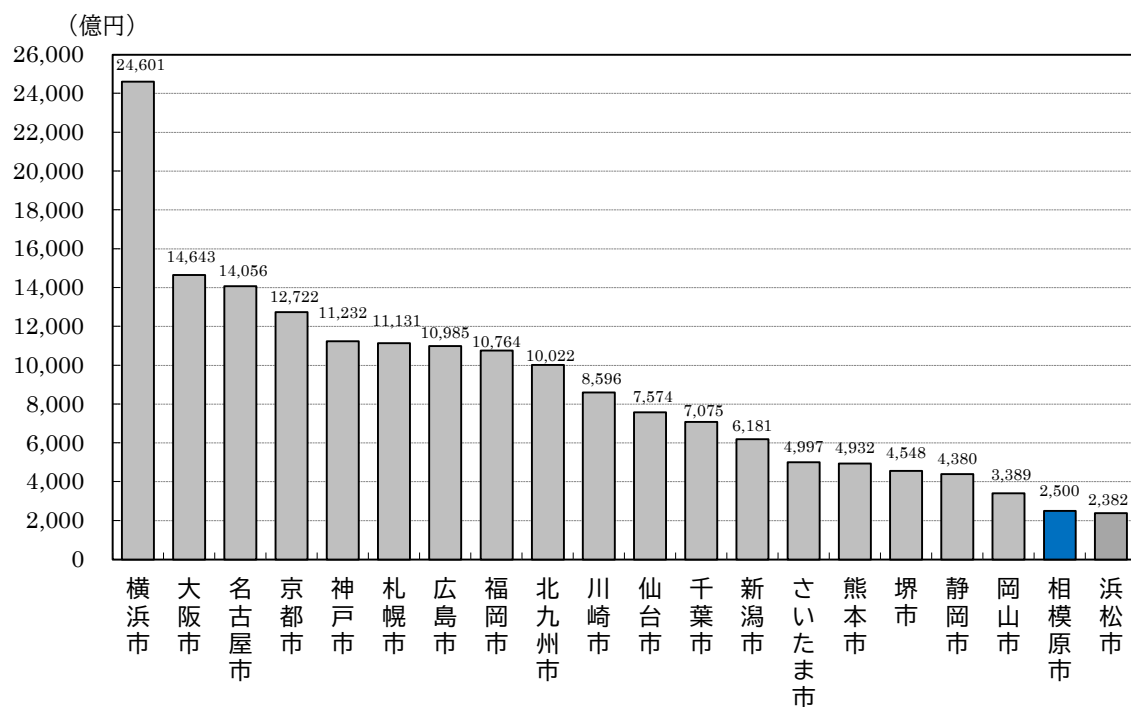
《令和6年度ラスパイレス指数一覧》



5 市債の状況

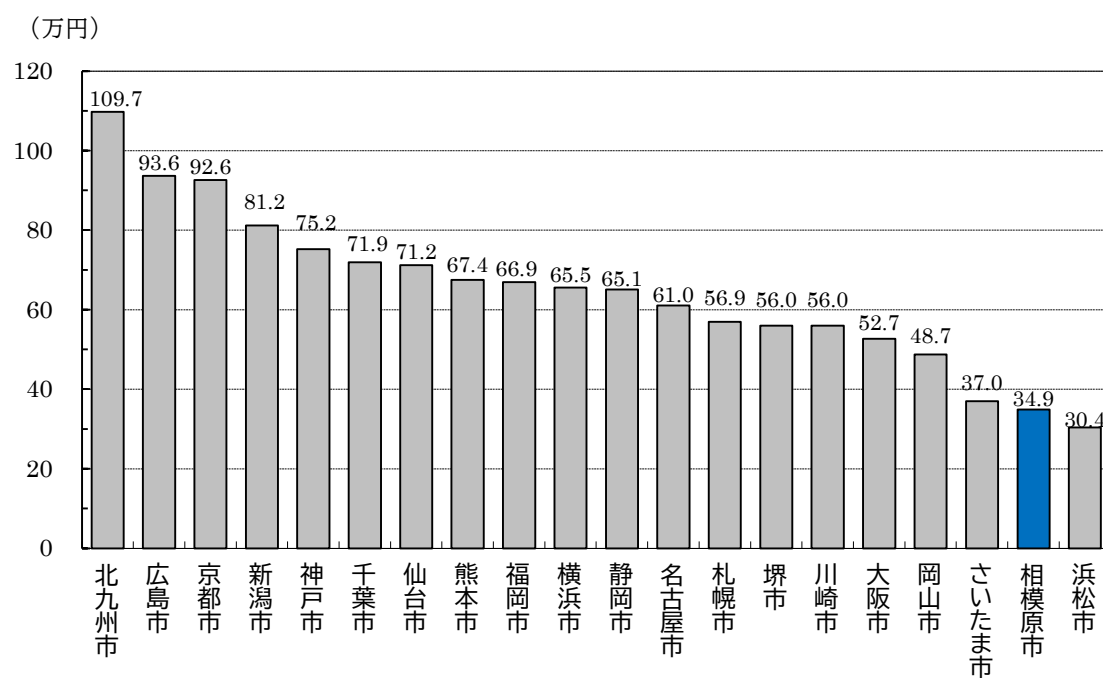
(1) 市債残高

令和6年度末現在の市債残高は約2,500億円で、指定都市20都市中19位となっている。



《市民一人当たりの市債残高》

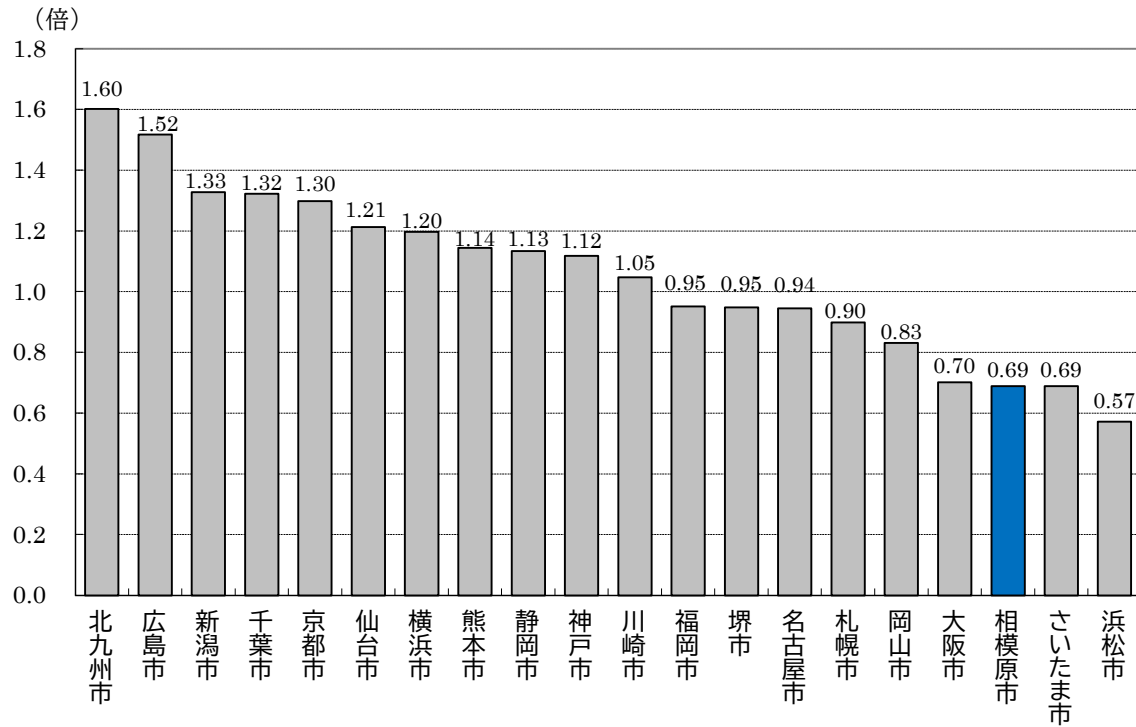
市民一人当たりの市債残高は約34.9万円で、指定都市20都市中19位となっている。



(2) 歳入総額に対する市債現在高の比率

財政規模に対する市債現在高の割合を示したものである。

本市の歳入総額に対する市債現在高の比率は 0.69 倍で、指定都市 20 都市中 18 位となっている。

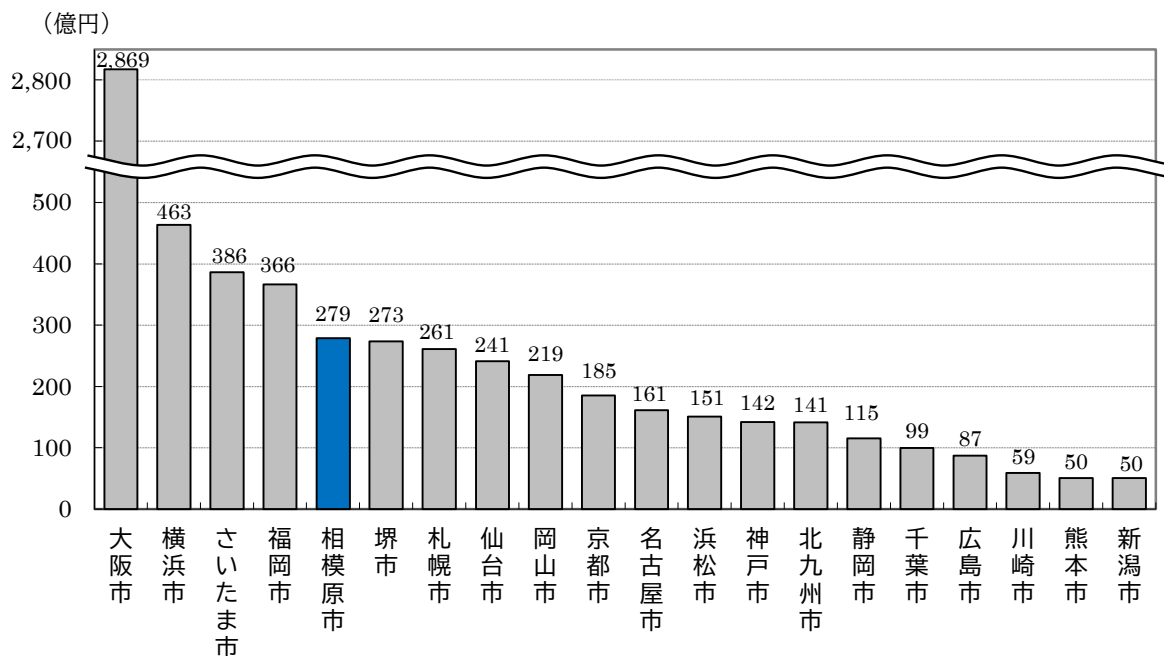


6 基金の状況

(1) 財政調整基金残高

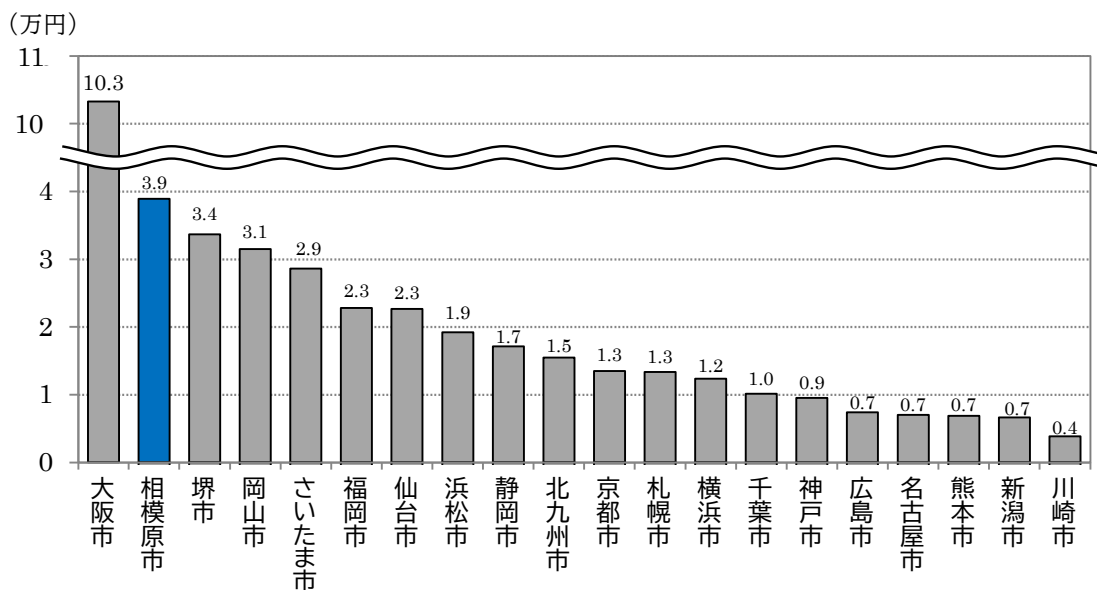
財政調整基金の役割は、安定かつ健全な財政運営を行うため、年度間の財源調整を行うことである。

本市の財政調整基金残高は約 279 億円で、指定都市 20 都市中 5 位となっている。



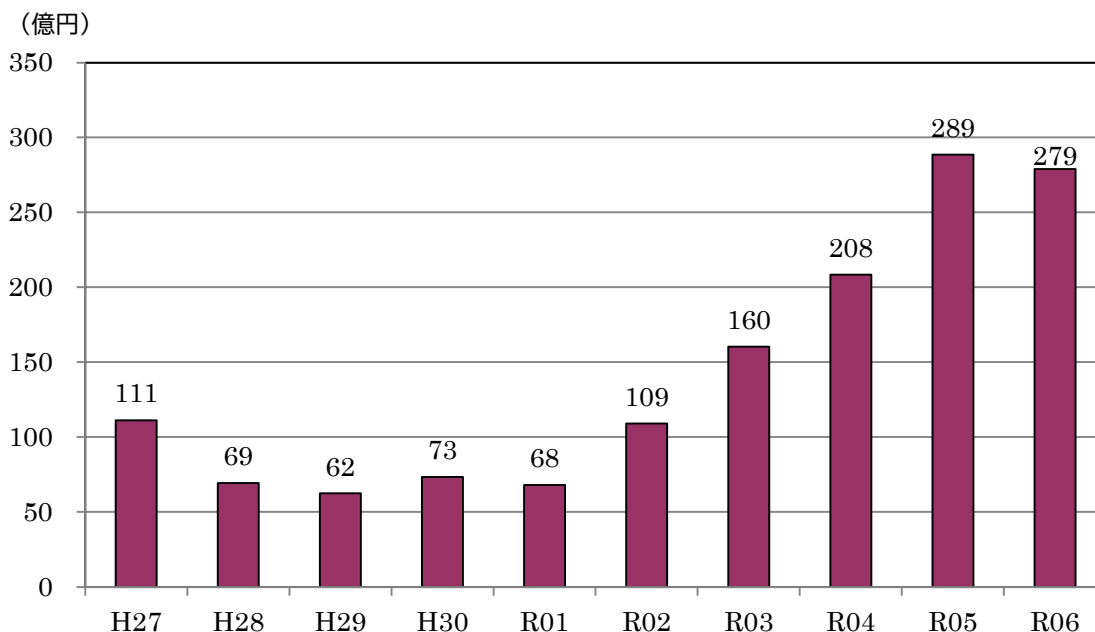
《市民一人当たりの財政調整基金残高》

市民一人当たりの財政調整基金残高は約 3.9 万円で、指定都市 20 都市中 2 位となっている。



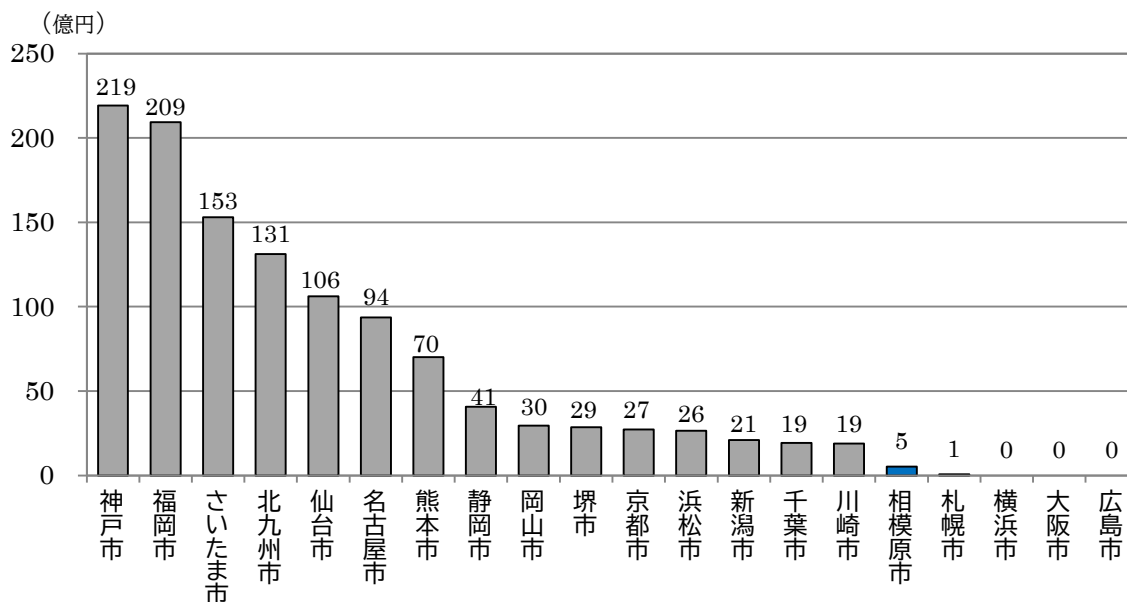
(2)本市の財政調整基金残高の推移

令和6年度末における財政調整基金残高は約279億円であり、約10億円減少している。



(3)減債基金の残高

減債基金は、地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設置される基金である。本市の減債基金残高は、指定都市20都市中16位となっている。

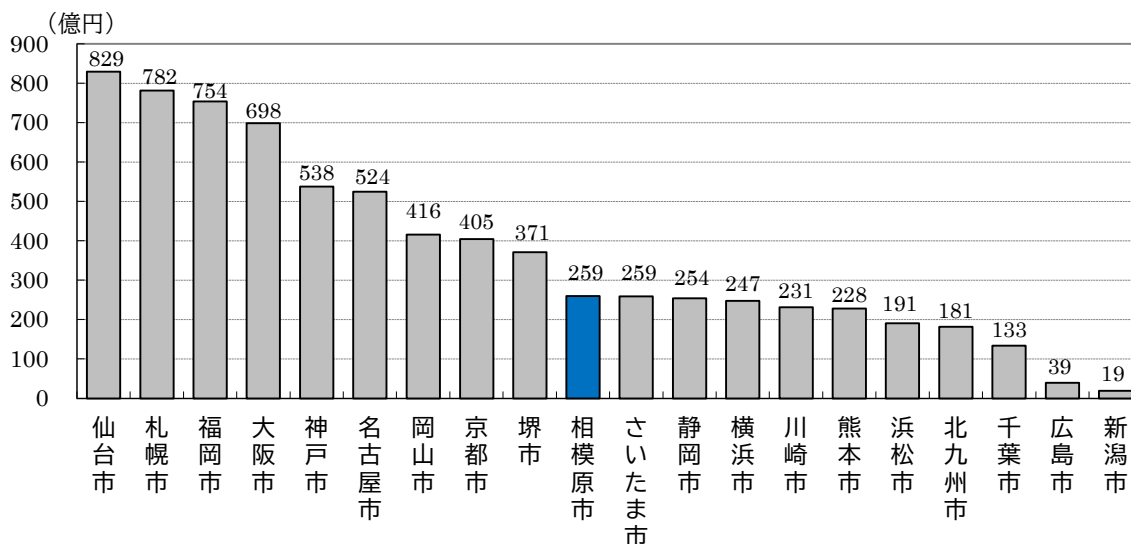


(4) 特定目的基金の残高

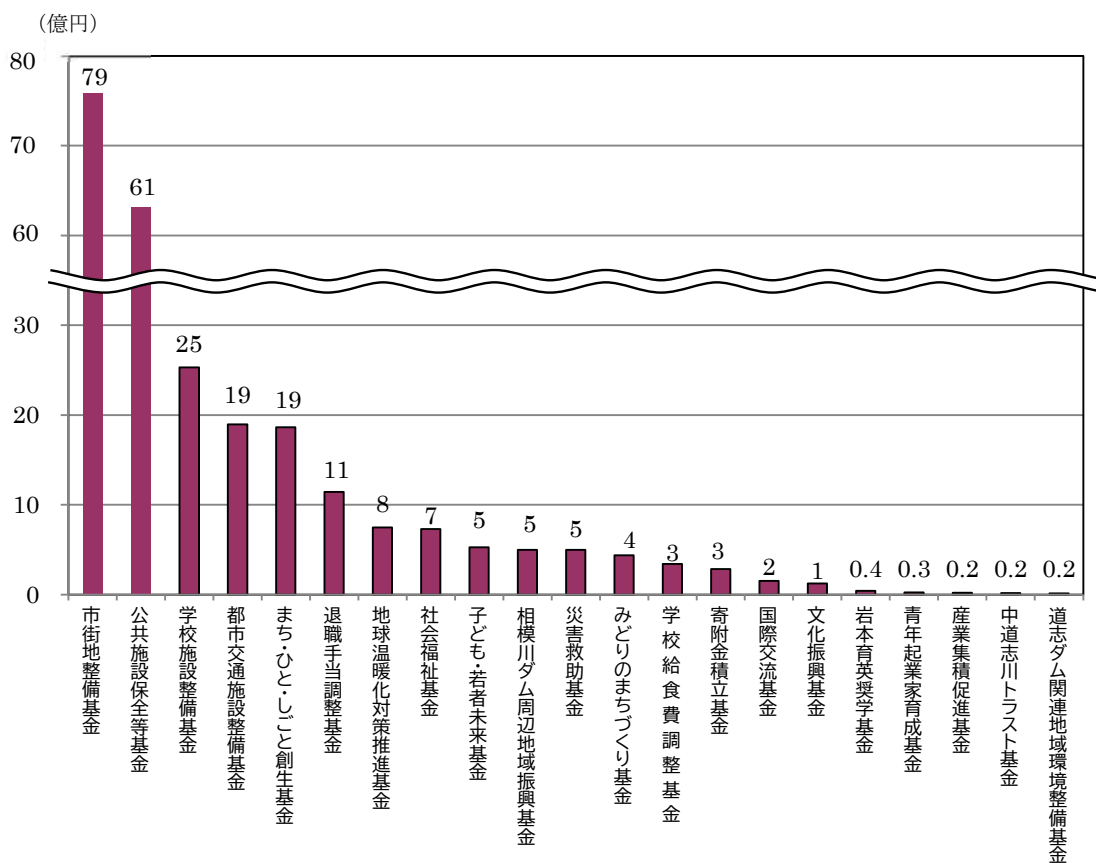
特定目的基金は、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金である。

まちづくりや福祉、文化振興に関する事業など特定の目的を計画的に実施できるよう、将来の財政需要に備えて積立てを行っている。

本市の特定目的基金の残高は約 259 億円で、指定都市 20 都市中 10 位となっている。



(5) 本市の特定目的基金の残高



用語解説

※1 臨時財政対策債

地方の財源不足について、国と地方が折半で負担するという考えにより、その地方負担相当分を地方公共団体が地方債によって補う場合に発行する特例的な地方債である。

臨時財政対策債の元利償還金は、償還する各年度の基準財政需要額に全額算入され、その年度に財源不足が発生すれば地方交付税として交付(補てん)される仕組みとなっている。

※2 基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法により算定した額をいう。

※3 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等を一定の方法により算定した額をいう。

※4 地方交付税制度

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれ一定割合並びに地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する制度である。地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付される特別交付税がある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額(財源不足額)を基本として交付される。

※5 財政力指数

指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きく、財源に余裕がある。

財政力指数 = (基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額) の過去3か年の平均値

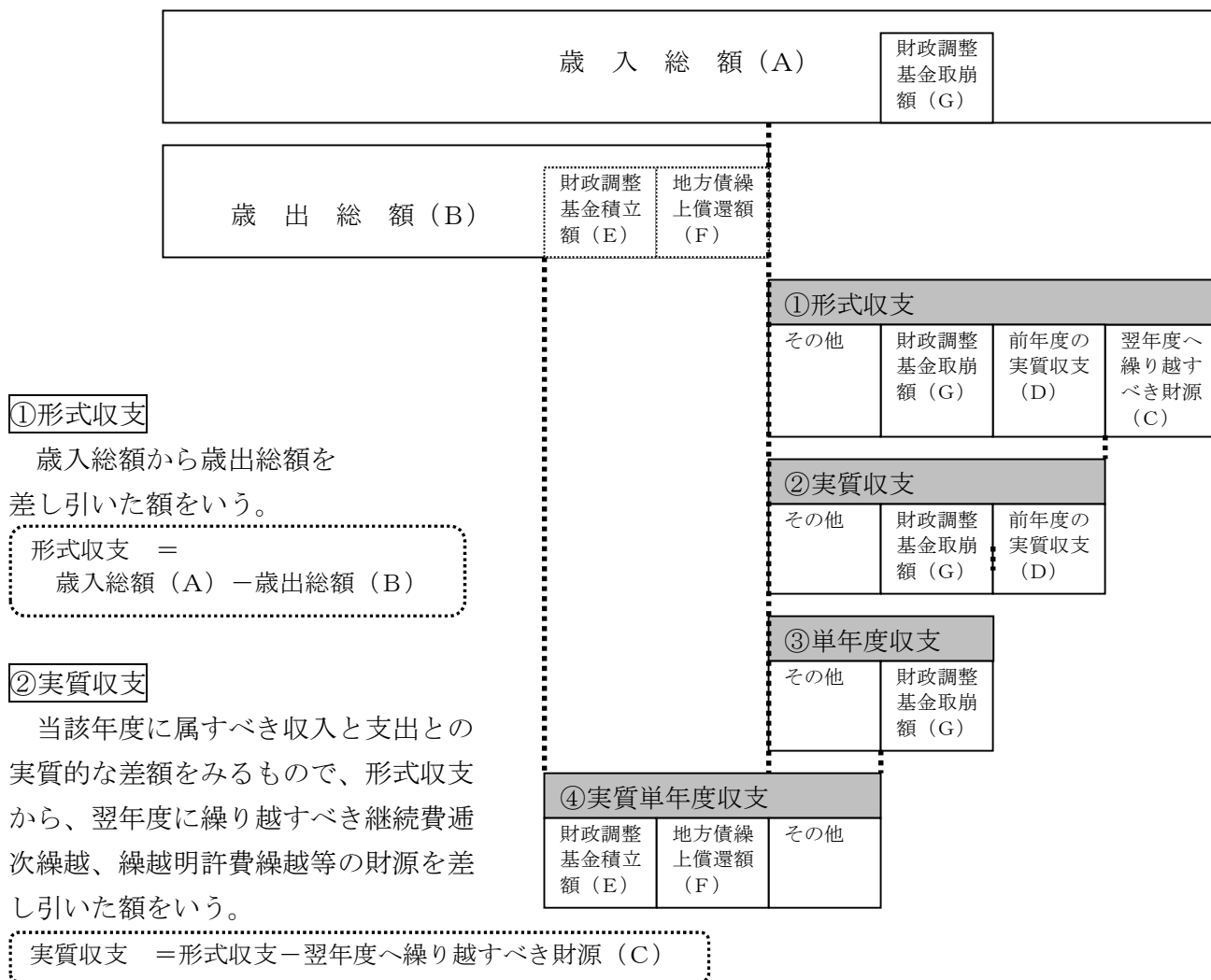
※6 実質収支比率

計算式: 実質収支比率(%) = 実質収支 ÷ 標準財政規模 × 100

説明: 実質収支が標準財政規模に対しどの程度の割合かを示すもので、財政規模が異なる地方公共団体間の比較を可能にしている指標。

実質収支

財政収支には、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支のほか、実質収支や単年度収支などいくつかの財政指標がある。



③単年度収支

歳入には、前年度以前の実質収支が含まれているため、その影響を差し引いた単年度の額をいう。

$$\text{単年度収支} = \text{当年度の実質収支} - \text{前年度の実質収支 (D)}$$

④実質単年度収支

単年度収支に財政調整基金への積立額及び地方債繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩額を差し引いた額をいう。

$$\text{実質単年度収支} = \text{単年度収支} + \text{財政調整基金積立額 (E)} + \text{地方債繰上償還額 (F)} - \text{財政調整基金取崩額 (G)}$$

※7 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態における一般財源の規模を示すもので、地方税(団体独自のものを除く)と普通交付税が主。

※8 経常収支比率

計算式：経常収支比率 = 経常経費充当一般財源 ÷ 経常一般財源等 × 100(%)

説明：人件費、扶助費、公債費等の経常的経費に地方税、普通交付税等を中心とした毎年度経常的に収入される一般財源がどの程度充当されているかを表すもので、財政構造の弾力性を示す指標。

※9 一般財源

収入には、市税など市の裁量で使い道を決められるものと、国・県の補助金などのうち使い道が事前に決められているものがある。前者を一般財源、後者は特定財源といい、一般財源の割合が高いほど財政運営の自由度が高くなる。

※10 実質公債費比率

公債費(市債の元利償還金)の水準を測る指標で、地方公共団体財政健全化法に定められた指標の一つ。具体的には、一般会計等(普通会計)が負担する元利償還金と準元利償還金(下水道事業などの地方公営企業の元利償還金に対する繰出金、債務負担行為に基づく支出予定額のうち、地方債を財源とすることができる経費など)の標準財政規模に対する比率。

この比率が18%以上となった場合、市債を発行するためには国の同意ではなく、許可が必要。また、25%以上になると財政健全化団体となり一部の市債の発行が、35%以上になると財政再生団体となり多くの市債の発行が制限される。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)} \\ - \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る} \\ \text{基準財政需要額算入額)} \end{array}} \quad \text{(3か年平均)}$$

※11 将来負担比率

将来負担比率とは、市債の残高をはじめ一般会計等(普通会計)が将来負担すべき実質的な負債(市が出資する公社の事業資金融資に対する債務保証、市の関連法人等の事業資金融資に対する損失補償など)の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体財政健全化法に定められた指標の一つである。指定都市においては、400%以上で財政健全化団体となる。

本市の将来負担比率は充当可能財源等が将来負担額を上回ったため算定されなかった。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※12 ラスパイレス指数

ラスパイレス指数とは、国家公務員と地方公務員の給料を比較するときに使う統計上の指数の一つで、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100とした場合の地方公務員一般行政職の給与水準を示すものである。

ラスパイレス指数の算出方法は、国と地方公共団体の職員構成を学歴別、経験年数別に区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出する。